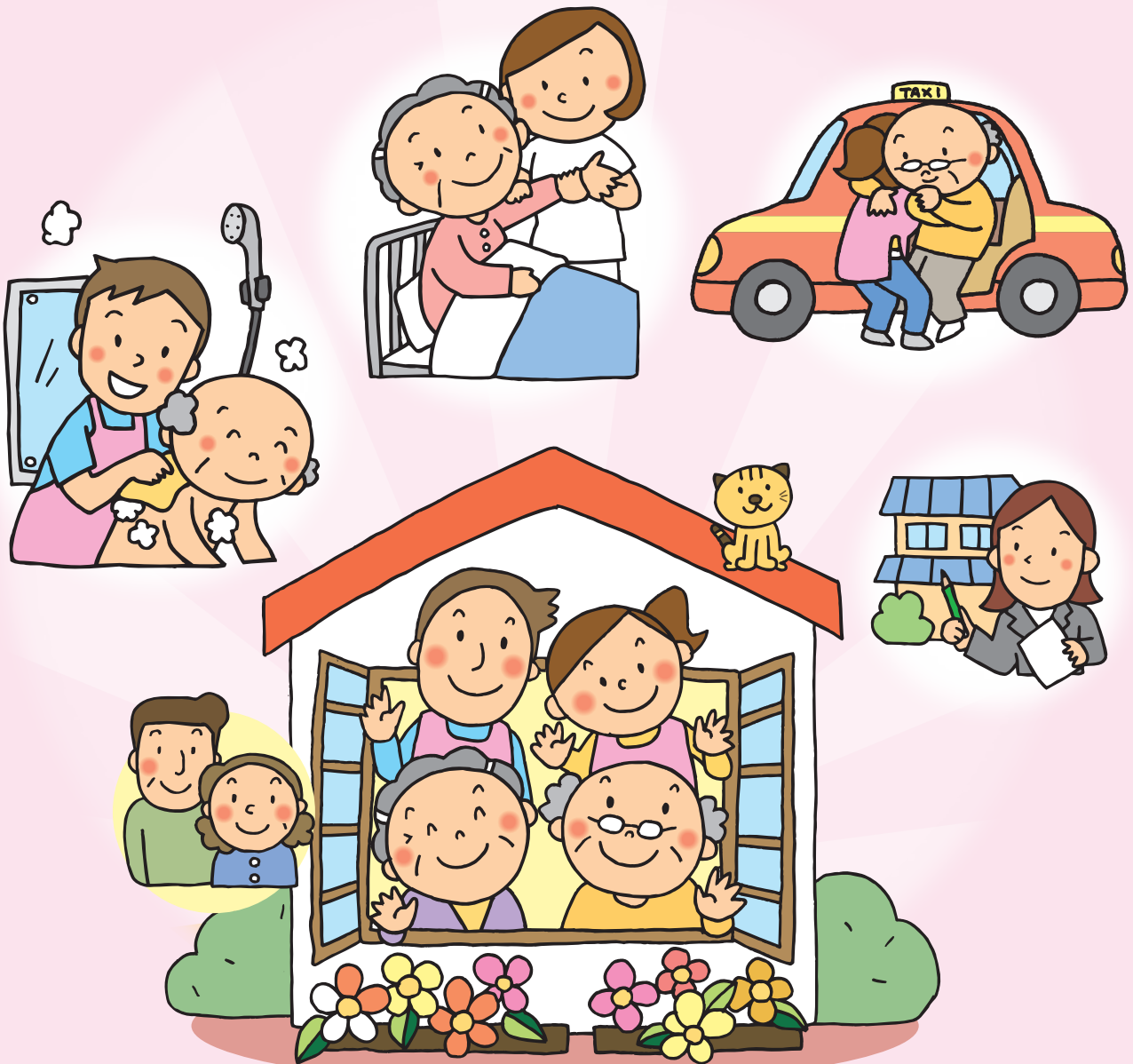
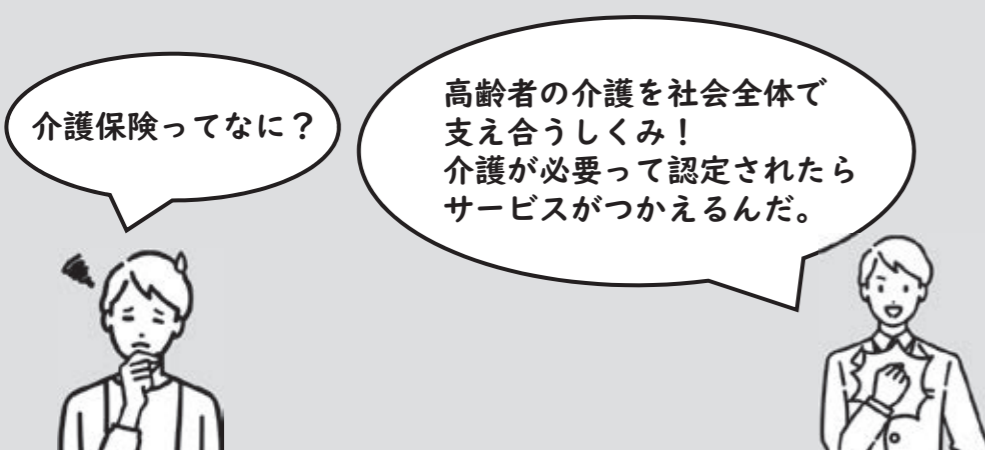
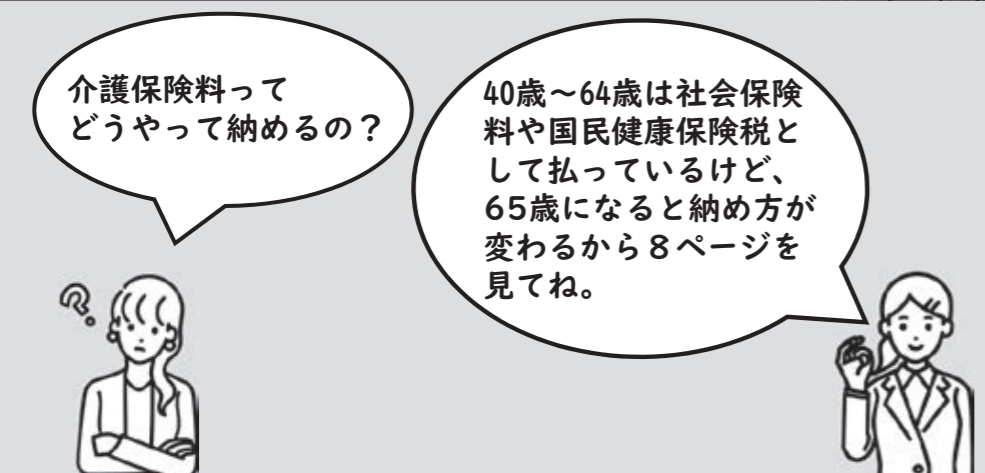
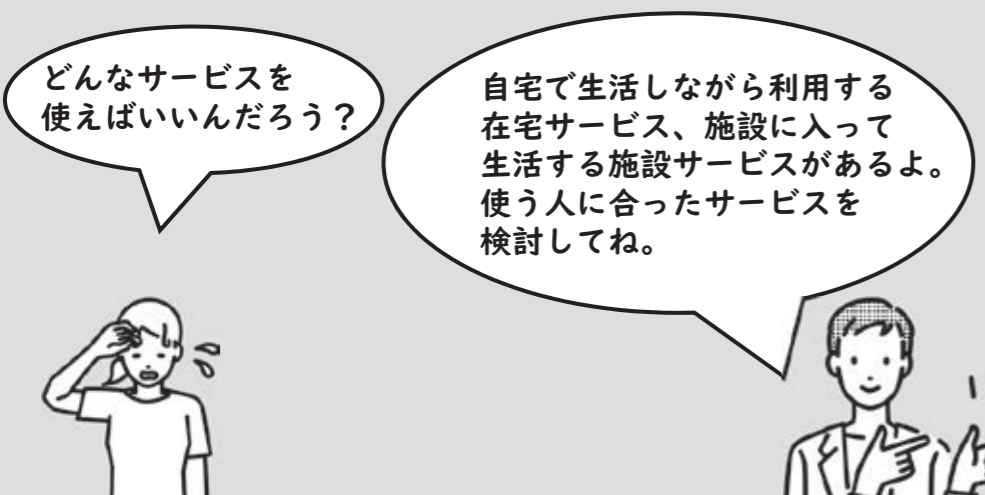


介護保険 ガイドブック

〈令和8年4月改定版〉



介護保険のよくある質問

 <p>介護保険ってなに？</p> <p>高齢者の介護を社会全体で支え合うしくみ！ 介護が必要って認定されたらサービスがつかえるんだ。</p>	<p>サービス利用の流れ 10ページ</p> <p>認定の受け方 14ページ</p>
 <p>介護保険料ってどうやって納めるの？</p> <p>40歳～64歳は社会保険料や国民健康保険税として払っているけど、65歳になると納め方が変わるから8ページを見てね。</p>	<p>65歳以上の方の保険料の納め方 8ページ</p>
 <p>どんなサービスを使えばいいんだろう？</p> <p>自宅で生活しながら利用する在宅サービス、施設に入って生活する施設サービスがあるよ。使う人に合ったサービスを検討してね。</p>	<p>自宅に住みながら利用するサービス 30ページ～</p> <p>施設サービス 52ページ～</p> <p>市内サービス提供事業所リスト 58ページ</p>

介護保険のしくみ

介護保険には40歳以上のみなさんが加入します P2

介護保険料の決め方・納め方

40歳以上のみなさんが保険料を納めます P4

保険料額を確認しましょう P6

65歳以上の方の保険料の納め方 P8

保険料を滞納すると P9

介護サービスの利用のしかた

利用するまでの流れ①(申請～認定) P10

利用するまでの流れ②(認定～サービス開始) P12

要介護・要支援認定申請の方法 P14

認定結果通知が届きます・在宅サービスの支給限度額 P16

介護サービス利用の費用

ケアプラン作成事業者一覧 P18

介護予防ケアプラン作成事業者の決め方 P19

サービスを利用したときの負担割合 P20

介護保険サービス利用料の減免制度について P22

高額介護サービス費の支給について P27

介護サービスの種類と内容

介護サービスで困ったら早めにご相談を P29

在宅サービス(訪問系:P30～、通所系:P37～、宿泊系:P42～) P30

在宅サービス(訪問・通い・泊まりの多機能型) P44

在宅サービス(居住系) P45, P56

在宅サービス(福祉用具貸与・販売、住宅改修) P46

施設サービス P52

介護サービス事業者一覧 & マップ

牧之原市介護サービスマップ P57

牧之原市介護サービス提供事業者一覧 P58

地域包括支援センターとは P62

総合事業・高齢者福祉サービス

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業) P64

認知症の相談窓口 P68

高齢者在宅サービス P71

介護保険には40歳以上のみなさんが

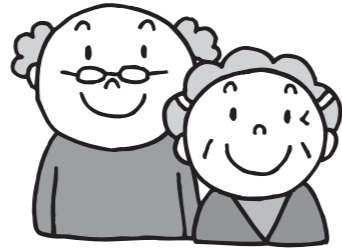
加入します

私たち（被保険者）は、 年齢によって2つに分けられます

① 65歳以上の方(第1号被保険者)

牧之原市から支援や介護が必要と認定された方は介護サービスが利用できます。

病気やケガなど介護が必要になった原因にかかわらず介護認定が受けられます。



65歳になる日までに 介護保険証(介護保険被保険者証)が交付されます

※40歳から64歳の方(第2号被保険者)は、要介護認定の申請をして、要支援・要介護と認定された方に交付されます。

～介護保険証はこんなときに必要です～

- ・要介護等認定申請をするとき
- ・介護等サービスを利用するとき
- ・ケアプラン(介護等サービス計画)を作成するとき

② 40歳から64歳の方(第2号被保険者) (医療保険に加入している方)

介護保険の対象となる特定疾病※が原因で牧之原市から支援や介護が必要と認定された方は、介護サービスが利用できます。

事故や他の病気など特定疾病以外の原因で介護が必要となった場合は、介護認定の対象になりません。



介護サービスを利用するためには申請が必要です。
サービスを利用した時には、費用の自己負担分を支払います。

※介護保険の対象となる特定疾病とは…

- | | | |
|--------------|-----------------------------------|--|
| ●筋萎縮性側索硬化症 | ●脊柱管狭窄症 | ●閉塞性動脈硬化症 |
| ●後縦靭帯骨化症 | ●早老症 | ●関節リウマチ |
| ●骨折を伴う骨粗しょう症 | ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
及び糖尿病性網膜症 | ●慢性閉塞性肺疾患 |
| ●多系統萎縮症 | ●脳血管疾患 | ●両側の膝関節又は股関節に
著しい変形を伴う変形性関節症 |
| ●初老期における認知症 | ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底
核変性症及びパーキンソン病 | ●がん (医師が一般に認められている医学的知見
に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断
したものに限り。) |
| ●脊髄小脳変性症 | | |

- 介護保険料を納付
- 要介護等認定の申請

牧之原市(保険者)

介護保険制度を運営します

- ・介護保険料の徴収
- ・要支援・要介護の認定
- ・介護保険証の交付
- ・介護保険負担割合証の交付
- ・介護サービスの確保・整備・質の向上
- ・介護サービス事業者の指導・監督、給付適正化



- 介護保険証の交付
- 介護保険負担割合証の交付
- 支援・介護の認定結果通知書の送付

- 介護予防サービス計画作成や様々な相談・支援

地域包括支援センター (さがら・オリーブ・さんいく)

保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援します



- 介護(予防)サービス利用計画書(ケアプラン)の作成
- 介護等サービスの提供

連携・調整

- 介護等サービス費用(自己負担分を除く)支払い
- 介護等サービス費用(自己負担分を除く)請求

- 利用した介護等サービス費用(自己負担分)の支払い

介護サービス事業者

介護サービスを提供します

県や市から指定を受けた、社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが実施します。



58ページ

介護保険施設等に入所(入居)している方の特例について(住所地特例)

牧之原市の介護保険に加入している方(被保険者)が、他市町村に所在する以下の施設等への入所(入居)に伴い、住所を異動した場合には、施設等所在地の市町村ではなく、引き続き牧之原市の被保険者となります。

〈住所地特例の該当となる施設等〉

- ・介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院)
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・サービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームに該当するもの

40歳以上のみなさんが 保険料を納めます

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

！ 保険料は牧之原市で決めています

- 65歳以上の方の保険料は、市で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、所得に応じて段階別に区分されます。
- ★ (保険料は3年に1度見直されます。)

基準額 $5,600円$ = $\frac{\text{牧之原市の介護サービス総費用のうち65歳以上の方の負担分}}{\text{牧之原市の65歳以上の方の人数}} \div 12\text{ヵ月}$

40～64歳の方(第2号被保険者)の保険料

！ 加入している医療保険によって決め方、納め方が違います

国民健康保険の方

- 決め方**
- 所得や世帯にいる40～64歳の介護保険対象者の人数によって決まります。

- 納め方**
- 医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

職場の健康保険の方

- 決め方**
- 健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。

- 納め方**
- 医療保険分と介護保険分を合わせて、健康保険料として給与から差し引かれます。

介護保険料はいつから納めるの？

40歳になる方 誕生日の前日の属する月の分から、2号被保険者としての保険料を納めます。

65歳になる方 誕生日の前日の属する月の分から、1号被保険者としての保険料を納めます。

- 例**
- 8月1日が誕生日の方 → 7月分から
 - 8月2日が誕生日の方 → 8月分から

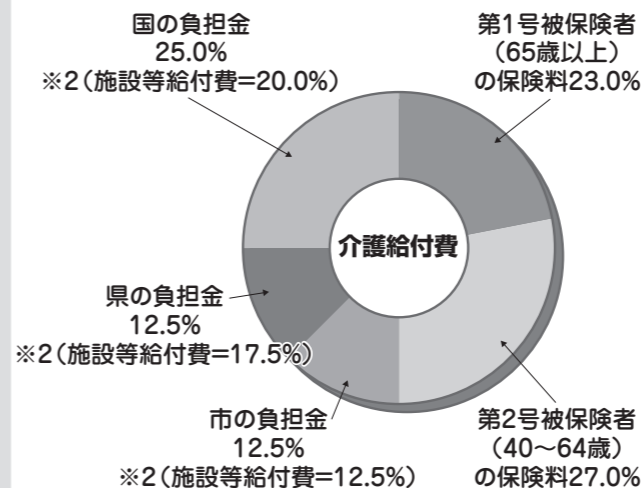
？ 保険料は何に使われるの？

介護保険料は介護サービス等をまかなう費用などに使われます。

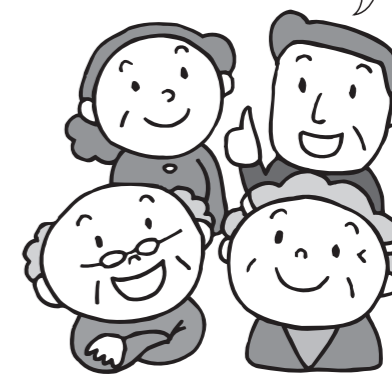


介護保険サービス費及び 地域支援事業費の財源内訳

介護給付費(施設等給付費)



65歳以上の
保険料で23%分を
まかなうんだね



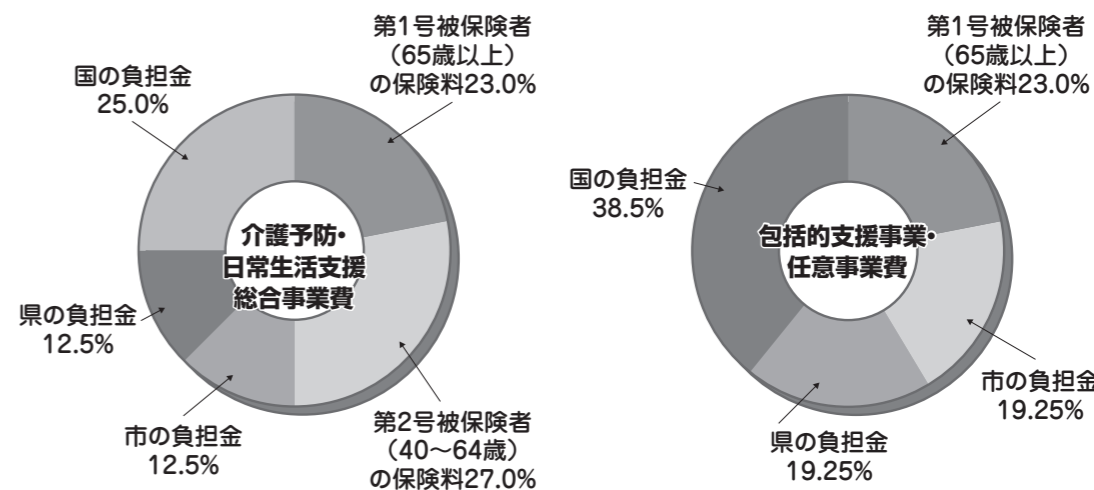
【※1】 第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の人口比により設定されています。

	《平成30～令和2年度まで》	《令和3～5年度まで》	《令和6～8年度まで》
第1号被保険者	23%	→ 23%	→ 23%
第2号被保険者	27%	→ 27%	→ 27%

【※2】 施設等給付費→介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護にかかる給付費

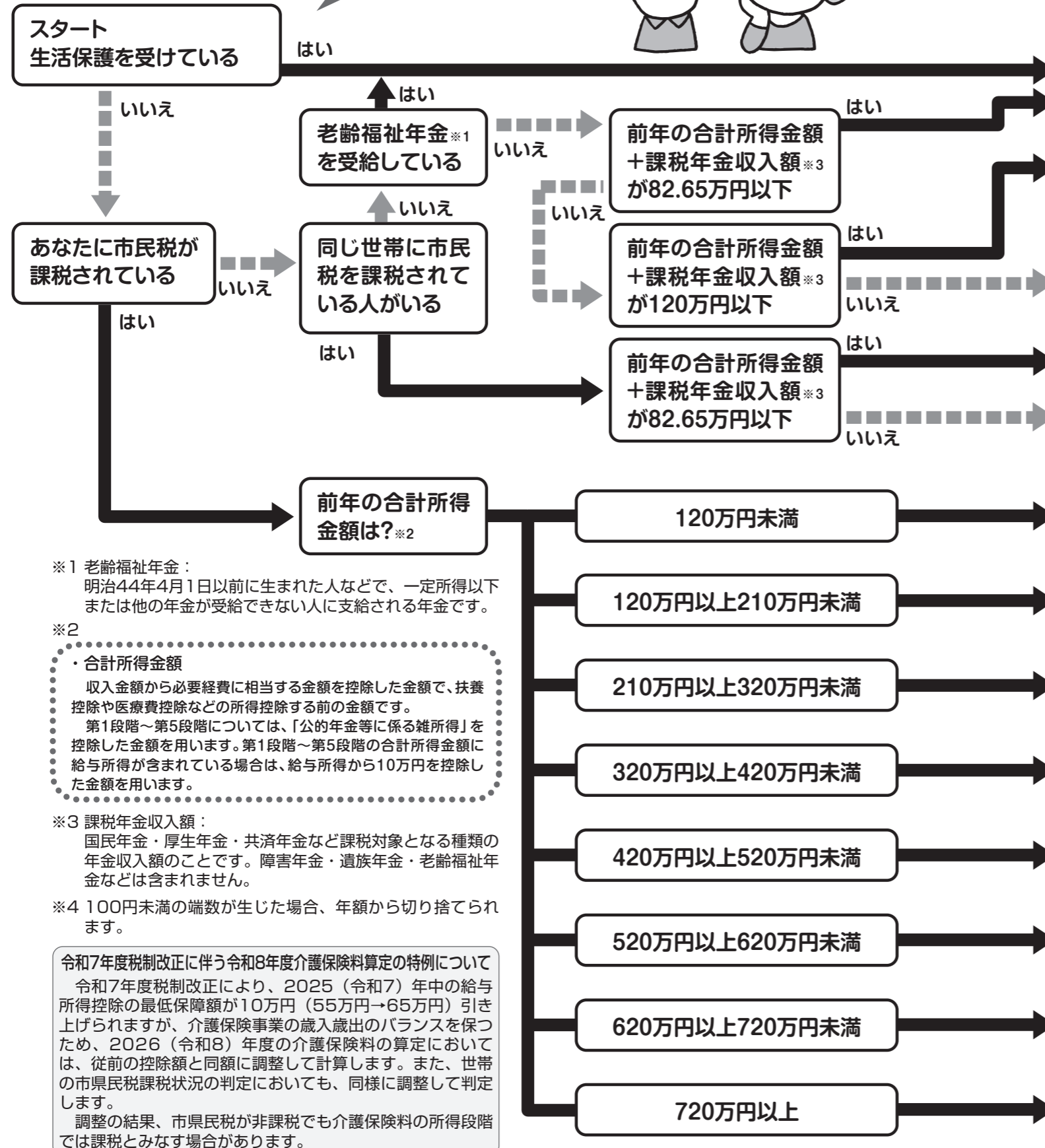
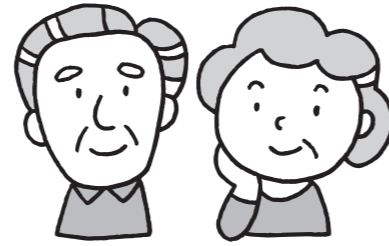
地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業費 包括的支援事業・任意事業費



保険料額を確認しましょう

あなたの保険料段階は？



※1 老齢福祉年金：
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定所得以下または他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2
・合計所得金額
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除する前の金額です。
第1段階～第5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1段階～第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

※3 課税年金収入額：
国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

※4 100円未満の端数が生じた場合、年額から切り捨てられます。

令和7年度税制改正に伴う令和8年度介護保険料算定の特例について
令和7年度税制改正により、2025（令和7）年中の給与所得控除の最低保障額が10万円（55万円→65万円）引き上げられますが、介護保険事業の歳入歳出のバランスを保つため、2026（令和8）年度の介護保険料の算定においては、従前の控除額と同額に調整して計算します。また、世帯の市県民税課税状況の判定においても、同様に調整して判定します。
調整の結果、市県民税が非課税でも介護保険料の所得段階では課税とみなす場合があります。

納めていただいた保険料は、公費とともに介護保険をささえる大切な財源になります。

●介護保険料額

保険料額は加入する月数によって、月割で算定されます。第1～3段階の方の保険料は公費により軽減されています。

段階	対象者	基準額 =5,600円	保険料額※4 令和6～8年度
第1段階	生活保護受給者 市民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税かつ 被保険者本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が82.65万円以下	基準額×0.285 (軽減前0.455)	年額 19,152円 月額 1,596円
第2段階	市民税世帯非課税かつ 被保険者本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が82.65万円超120万円以下	基準額×0.485 (軽減前0.685)	年額 32,592円 月額 2,716円
第3段階	市民税世帯非課税かつ第1段階、第2段階に該当しない 被保険者本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	基準額×0.685 (軽減前0.69)	年額 46,032円 月額 3,836円
第4段階	市民税課税世帯に属する被保険者で被保険者本人非課税かつ本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が82.65万円以下	基準額×0.90	年額 60,480円 月額 5,040円
第5段階	市民税課税世帯に属する被保険者で被保険者本人非課税かつ本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が82.65万円超	基準額×1.00	年額 67,200円 月額 5,600円
第6段階	市民税被保険者本人課税 (被保険者の前年の合計所得金額が120万円未満)	基準額×1.20	年額 80,640円 月額 6,720円
第7段階	市民税被保険者本人課税 (被保険者の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満)	基準額×1.30	年額 87,360円 月額 7,280円
第8段階	市民税被保険者本人課税 (被保険者の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満)	基準額×1.50	年額 100,800円 月額 8,400円
第9段階	市民税被保険者本人課税 (被保険者の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満)	基準額×1.70	年額 114,240円 月額 9,520円
第10段階	市民税被保険者本人課税 (被保険者の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満)	基準額×1.90	年額 127,680円 月額 10,640円
第11段階	市民税被保険者本人課税 (被保険者の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満)	基準額×2.10	年額 141,120円 月額 11,760円
第12段階	市民税被保険者本人課税 (被保険者の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満)	基準額×2.30	年額 154,560円 月額 12,880円
第13段階	市民税被保険者本人課税 (被保険者の前年の合計所得金額が720万円以上)	基準額×2.40	年額 161,280円 月額 13,440円

65歳以上の方の保険料の納め方

納め方は、年金の額によって、**特別徴収**と**普通徴収**に分かれます。

年金から天引きされる

特別徴収

年金18万円以上(月額1万5千円以上)の方

▶年金から天引きされます

- 年金の定期払い(年6回)の際に、あらかじめ差し引かれます。
- 4・6・8月は前年度2月分と同じ保険料額を納めます(仮徴収)。
- 10・12・2月は、前年の所得などをもとに算出された保険料から、仮徴収分を除いた額を振り分けて納めます(本徴収)。



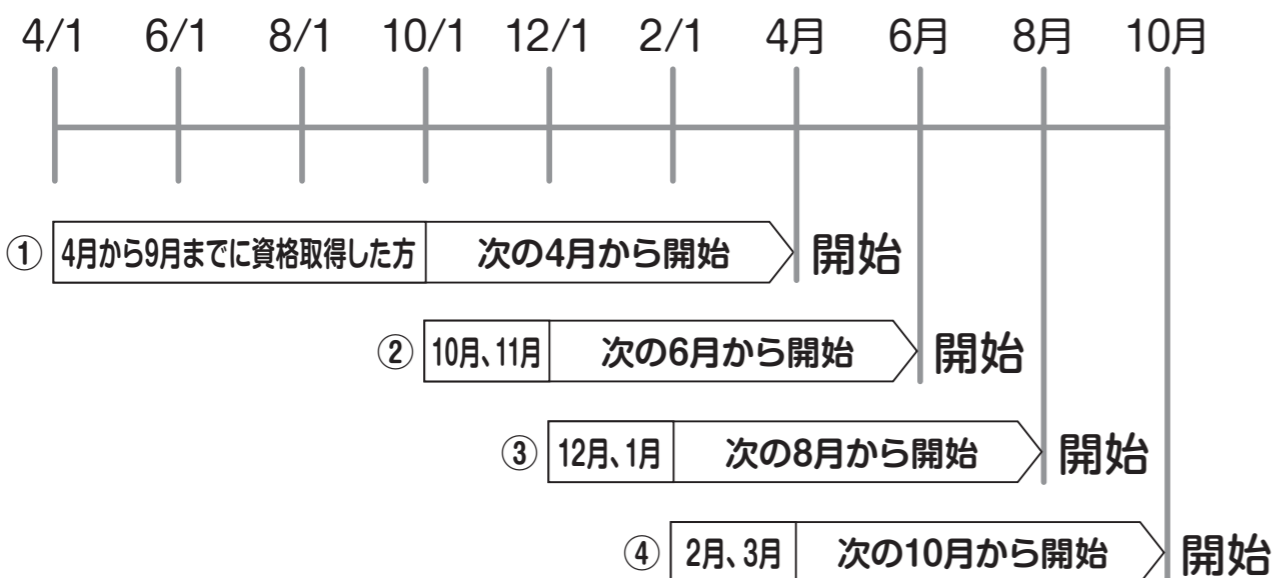
★特別徴収の対象となる年金は、老齢・退職年金、遺族年金、障害年金です。

年金額18万円以上でも、こんなときは自分で納めます

- 年度の途中で65歳になったとき
- 年度の途中で他の市区町村から転入したとき
- 年度の途中で他の市区町村へ転出したとき
- 年度の途中で保険料額が変更となったとき など

▶保険料が年金から天引きされる時期(一般的な例)

特別徴収される開始月



- ※4月1日時点で年金を受給していない場合は翌年4月からの開始となります。
- ※「資格取得」とは、転入または65歳到達により「第1号被保険者」の資格を有することです。
- ※65歳到達日は、誕生日の前日となります。
- ※一般的には上記のとおりですが、年金の受給状況などにより、開始月が変わることがあります。

納付書で個別に納める

普通徴収

年金18万円未満(月額1万5千円未満)の方

▶納付書で個別に納めます

- 牧之原市から送付される納付書の納期にしたがって納めます。

! 口座振替をご利用ください

保険料を納め忘れないために、便利で確実な口座振替をおすすめします。

手続きは

- 保険料納付書
 - 預(貯)金通帳
 - 印かん(通帳の届出印)
- を持ってお近くの金融機関へ



保険料の納め忘れ・滞納にご注意ください 年金から差し引きではないの？

本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に「普通徴収」になる場合があります。年金から差し引かれると思っていて、うっかり納め忘れるケースもあります。ご注意ください。

保険料を滞納すると…

! 納付書で納める方はご注意ください。

期間に応じて次のような措置がとられます

★支払い方法の変更が保険証に記載されます。

- 1年以上滞納した場合**
利用者が費用の全額をいったん自己負担し、申請によって、あとで保険給付分が支給されます。
- 1年6ヵ月以上滞納した場合**
利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなる措置がとられます。なお滞納がつづく、保険給付から滞納していた保険料額が差し引かれる場合もあります。
- 2年以上滞納した場合**
滞納した期間に応じて、利用者負担が引き上げられるほか、高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の支給が受けられなくなります。

★災害などの特別な事情で納付が困難な方は、保険料の減免等を受けられることがありますので、牧之原市役所介護保険担当へご相談ください。

財産の差押

介護保険サービスの利用の有無にかかわらず、法律に基づく滞納処分として、預貯金、生命保険等の財産を差し押さえる場合があります。

第2号被保険者で医療保険の未納がある場合

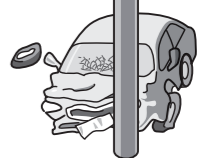
第2号被保険者(40~64歳の医療保険加入者)に医療保険料の未納がある場合、支払方法の変更と併せて、保険給付の一部または全部について一時的に差し止めるなどの措置がとられることがあります。

利用するまでの流れ ① (申請～認定)

介護(介護予防)サービスを利用するためには、市に申請して調査・審査会により「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

第三者行為(交通事故等)で介護サービスを利用する時は市へ届出が必要です。

交通事故等により要介護などの状態になった場合や、状態が悪化した場合は介護保険担当窓口へ連絡をお願いします。



①相談

市の窓口または地域包括支援センターへご相談ください。

長寿介護課
Tel0548-23-0076
地域包括支援センター
→63 ページ

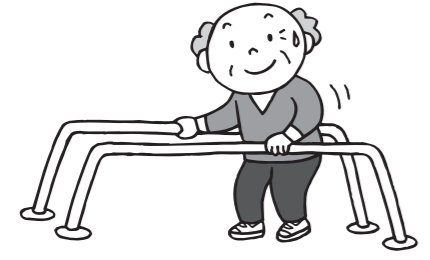
一人で生活するのが
難しくなってきた…
家族の介護が
大変になってきた…



例：介護サービスを受けたい
福祉用具を借りたい
家の改修をしたい
施設に入ることを検討など



例：介護予防をしたいなど



②心身の状態を調査

要介護認定を申請

1. 市の窓口で「要介護認定」の申請をしましょう。
→14 ページ
2. 介護認定審査会が開かれます。
訪問調査と**主治医の意見書**をもとに、保険、医療、福祉の専門家が審査をします。

3. 原則 30 日以内に結果を通知します。
結果が届いたら担当ケアマネジャーに連絡しましょう
→16 ページ

基本チェックリスト

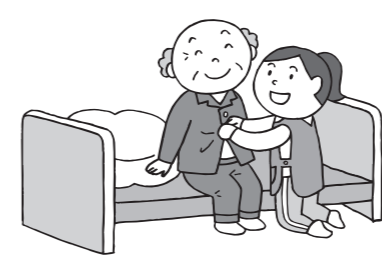
現在の心身の状態をお聞きします。


非該当

該当

③認定を受ける

要介護 1~5



要支援 1・2



認定結果には有効期間があります。
有効期間は介護保険被保険者証をご確認ください。
有効期間満了前に更新申請書を郵送しますので、引き続きサービス利用を希望される場合は更新申請をお願いします。

事業対象者

介護予防や支援が必要な人

④サービス利用

ケアマネジャーを決めた後、介護サービスを利用ができます。
→16 ページ

介護サービスを利用できます。



ケアマネジャーについて →18 ページ
利用できるサービス →30~56 ページ

介護予防サービスを利用できます。



ケアマネジャーについて →19 ページ
利用できるサービス →30~51 ページ

介護予防・生活支援事業を利用できます。

→64~67 ページ

一般介護予防事業を利用できます。

→70 ページ

利用するまでの流れ ② (認定～サービス開始)

ケアマネジャー(介護支援専門員)とは…

利用者に適したサービスの選定やケアプランの作成および施設選びなどを行ってくれる、幅広い介護知識をもった専門家で、ケアマネジャーは、居宅介護支援事業者に所属しています。
 なおケアプランは、自分で作成することもできます。
 ※居宅介護支援事業者へのケアプランの作成依頼および相談は無料です。(全額を介護保険で負担します。)
 ※小規模多機能型居宅介護の利用を希望される場合、ケアマネジャーが変わります。



ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

介護予防・生活支援サービス事業

→64～67 ページ



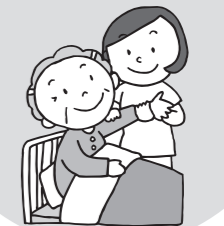
介護予防サービス

→30～51 ページ



在宅サービス

→30～51 ページ



在宅サービス(居住系)または施設サービス

→施設サービス 52 ページ～
 →居住系サービス 45,56 ページ



事業者対象者

①地域包括支援センターへ連絡 63 ページ
 職員が本人や家族と話し合い、生活の様子を確認します。

②長寿介護課窓口へ相談

要支援 1・2

介護予防ケアプラン作成の依頼
 地域包括支援センター(63 ページ)または居宅介護支援事業所(18 ページ)へ連絡しましょう。

介護予防ケアマネジメント(ケアプラン)作成
 サービスの種類や回数を決定し、ケアプランを作成します。

介護予防プランの作成

1. 担当者が自宅を訪問して、本人の心身や生活の状態を調査します。
2. 調査結果をもとに今後の目標や支援内容をケアプランの原案にまとめます。
3. 原案をもとに利用者・家族・地域包括支援センターの担当でサービス担当者会議を行い、利用者または家族の同意を得て、ケアプランを作成します。

要介護 1～5

自宅でサービスを使いたい

ケアプラン作成の依頼
 居宅介護支援事業所を18 ページから選び連絡します。連絡を受けて担当ケアマネジャーが決まります。

ケアプランの作成

1. ケアマネジャーが本人や家族の要望、心身の状態を把握してケアプランの原案をまとめます。
2. 原案をもとにケアマネジャーが利用者・家族・サービス提供事業所とサービス担当者会議を行い、ケアプランを作成します。

介護保険施設へ入所したい

介護保険施設と契約
 入所前に見学したり、サービス内容や利用証について検討したうえで希望する施設を選び、直接申込みます。

ケアプランの作成
 施設のケアマネジャーが利用者に適したケアプランを作成します。

要介護・要支援認定申請の方法

(1)申請窓口

牧之原市 ・長寿介護課(総合健康福祉センターさざんか1階)
・市民課相良窓口係②番窓口(相良庁舎1階)

(2)持ち物等

【サービス利用者本人が申請される場合】

- 介護保険(要介護・要支援)認定申請書
※市の窓口にも用意があります。書き方等不明な点がある場合は、以下の必要書類をお持ちの上直接窓口へお越しください。
- 介護保険証(65歳以上の方に交付されています)
- マイナンバーが確認できる書類
- 主治医に介護申請する旨を伝え、主治医のフルネーム、医療機関名を確認してください。
※入院中の場合、退院の目的が立ち次第申請をしてください。
- 本人の公的医療保険の情報がわかるもの(65歳未満の第2号被保険者の場合)

詳しい内容は市ホームページをご覧ください。右の二次元コードからもご確認いただけます。
～ <https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/soshiki/19/1942.html> ～



【サービス利用者以外の方(家族、ケアマネジャー等)が申請を代行される場合】

上記に加え、窓口に来庁される方の身元確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)をお持ちください。

★郵送申請も可能です。

上記必要書類に加えて、返信用封筒(送付先を記入し、切手を貼付したもの)を同封してください。また、介護保険証は原本の送付が必要ですが、それ以外のマイナンバーカード等確認書類はコピーを送付してください。
送付先：〒421-0422 牧之原市静波991-1 長寿介護課 介護保険係
※二次元コードが読み込めない等ありましたら、長寿介護課(0548-23-0076)へお問い合わせください。

～介護保険証～

介護保険被保険者証	
被 番 号	0000000000
保 住 所	000-0000 静岡県牧之原市〇〇〇〇
フリガナ	マキノハラ タロウ
氏 名	牧之原 太郎
者 生年月日	
交付年月日	
保険者番号並びに 被保険者の名称及び印	牧之原市



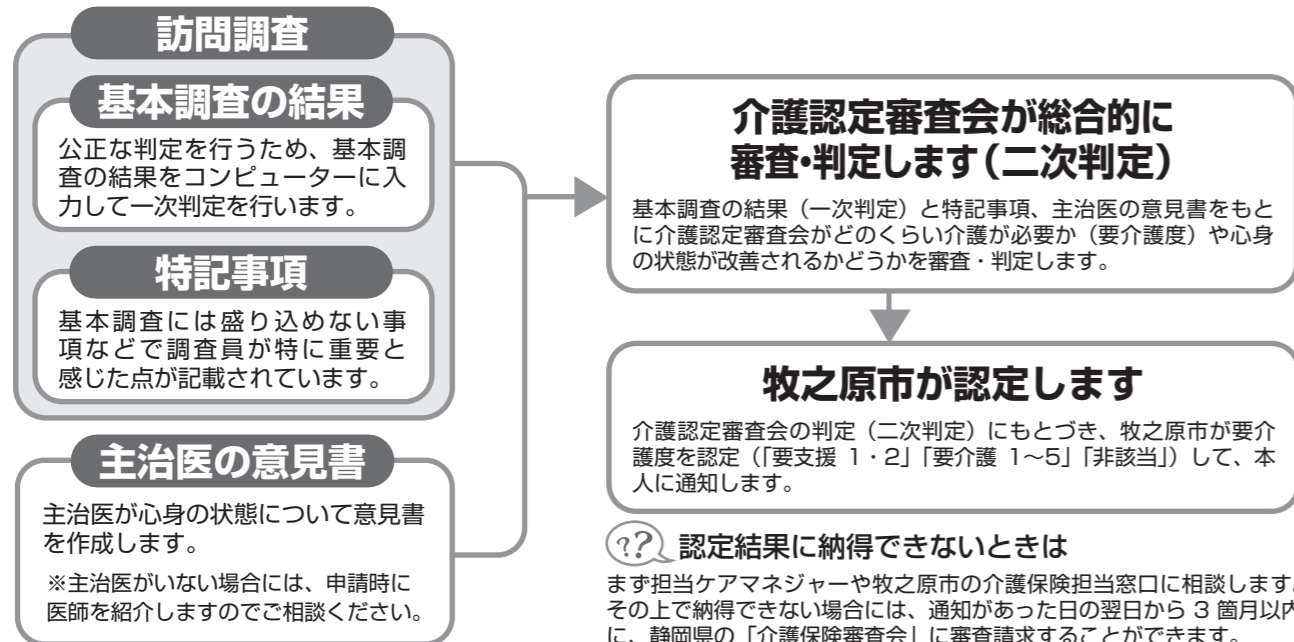
申請後の流れ

心身の状態や介護の状況を調査します

介護認定調査員が自宅等を訪問し、本人や家族から聞き取りなどの調査を行います

どのくらい介護が必要か審査、認定をします

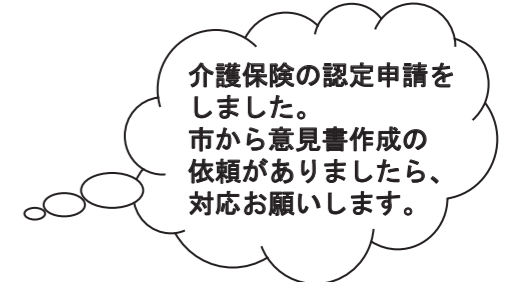
訪問調査(基本調査の結果、特記事項)、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会が審査・判定し、牧之原市が認定します。



介護保険認定申請書を提出した後で・・・

1 主治医に連絡しましょう

事前に主治医へ申請の旨を伝えていない場合は、申請書に記入した主治医へ、認定の申請をしたことを本日中に伝えましょう
(受付の方や看護師へのご事情でも構いません。)



2 訪問調査日を決めましょう

❗ 家族等、普段の状態を説明できる方が立ち会ってください。

申請日の翌日(翌日が休日の場合は、休日明け)の午前中に訪問調査の日程を決める連絡があります。

★ 申請日翌日の午前中に不在の場合は、翌日に

椋原総合病院組合
介護認定係 電話 0548-23-0300

までご連絡ください。

★ 連絡がない時、不在着信があった時は、早めに介護認定係へご連絡ください。

調査日時等(決まったら記入して目立つところに貼っておいて下さい。)

月	日	(曜日)	午前・午後	時	分
(場所 :)					

【日程変更について】・・・訪問調査の日程を変えてほしい時や、調査についての質問は介護認定係(23-0300)にご連絡ください。

■資格者証(暫定被保険者証)について

被保険者証を添えて認定申請をした時、被保険者証の代わりにお渡しします。大切に保管しましょう。

新しい被保険者証がお手元に届いたら、上記資格者証は不要になりますので、ご自身で破棄してください。

■決定通知と新しい被保険者証が届きます

申請書の提出から30日以内に決定通知と新しい被保険者証を郵送します。何らかの事情により通知が遅れる場合は、遅延通知が届きます。

更新申請で、現在お持ちの認定有効期間内に認定結果が通知できる見込みの方には、遅延通知の発送を省略しています。

要介護認定の結果通知が届きます

通知書と保険証の内容を確認しましょう



【届いたもの】

- 認定結果通知書
- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証※新規に申請された方のみ

認定結果通知書と介護保険被保険者証の記載内容に相違がある場合は、至急介護保険担当窓口までご連絡ください。

認定結果を担当ケアマネジャーに連絡しましょう

※担当ケアマネジャーがない場合は、ケアプラン作成事業者を決めましょう。

在宅サービスの支給限度額(1月あたり)

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円 自己負担が1割の場合 5,032円
要支援2	105,310円 自己負担が1割の場合 10,531円
要介護1	167,650円 自己負担が1割の場合 16,765円
要介護2	197,050円 自己負担が1割の場合 19,705円
要介護3	270,480円 自己負担が1割の場合 27,048円
要介護4	309,380円 自己負担が1割の場合 30,938円
要介護5	362,170円 自己負担が1割の場合 36,217円

支給限度額の中に含まれないサービスもあります

- 特定福祉用具販売
(毎年4月から翌年3月までの1年間で10万円まで)
- 住宅改修費の支給(20万円まで)
- 居宅療養管理指導
- 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- 特定施設入居者生活介護
(地域密着型特定施設入居者生活介護)
- 小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※上記も他のサービスと同様に自己負担分で利用できます。
※介護予防サービスについても同様の扱いとなります。
※施設に入所して利用するサービスは、支給限度額に含まれません。

⑨限度額内でサービスを利用した場合の利用者負担額は、割合に応じた自己負担分となりますが、限度額を超えて利用したサービス分は、超えた額のすべてが利用者の負担となります。

非該当

「非該当」と判定された方は、今回の申請では介護(支援)認定されませんでした。生活機能が低下している方は、介護や支援が必要とならないように牧之原市が実施する総合事業(64ページ~)などに参加できます。

地域包括支援センター(63ページ)または担当ケアマネジャーへ相談してください。

サービス提供事業者との契約について

利用者は、利用する個々のサービスごとに事業者と利用契約を結ぶことになります。思わぬ不利益やトラブルにならないように、契約書やそれに伴う重要事項説明書は、必ず書面でとりかわし記載事項はよく確認しましょう。心配な場合は、市の窓口などに相談することもできます。

契約書や重要事項説明書の確認のポイント

- サービスの内容
サービスの種類と内容がきちんと記載されているか。
→サービスの詳細な内容については契約書とは別の説明書などに記載されることもあります。
- 契約期間
契約の期間(〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで)が記載されているか。
→契約期間が満了した後の契約更新の取り扱いがきちんと記載されているか。
- サービス内容の説明
サービス内容やサービス提供記録を、利用者に説明したり提供することが記載されているか。
- 利用者負担金
利用者負担金がきちんと記載されているか。
→法令で認められる負担以外に、協力金、使用料などのあいまいな費用が課されていないか。事業者の都合で変更できるような書き方をしていないか。
- 利用者負担金の滞納
利用者負担金を滞納した場合でも、一定の猶予期間を設けるなどの配慮をしているか。
→直ちにサービスを停止できることや違約金を支払うことが定められていないか。
- 利用者の解約権
利用者からの契約の解除が可能であることが記載されているか。
→違約金が必要になっていないか。
- サービスの利用の取消(キャンセル)
予定されているサービス利用を中止できることが定められているか。
→多額のキャンセル料が必要になっていないか。
- 損害賠償
利用者の身体・財産に損害を与えたときは、事業者が損害を賠償することが定められているか。
- 秘密保持
文書による同意がなければ、利用者および家族に関する個人情報を、正当な理由がある場合を除き、第三者に提供しないことが記載されているか。
- 苦情対応
事業者は、苦情に対応する窓口や担当者を明らかにするなどの対応を定めているか。

契約書に、不合理な名目費用がないか、確かめましょう。

●サービス契約書●

契約の基本的な内容(有効期間・支払・解約等)が記載されます。



●サービス内容説明書の内容●

- ①具体的なサービス内容
- ②提供回数と日程
- ③利用者負担と支払い方法
- ④サービスをキャンセルするときの連絡方法とキャンセル料等の詳細が記載されます。

●重要事項説明書の内容●

- ①事業者の概要
- ②事業所の概要
- ③事業所の職員体制
- ④営業時間
- ⑤利用者負担
- ⑥相談窓口等が記載されます。



ケアプラン作成事業者一覧

要介護
1~5



ケアプランの作成に自己負担はありません

居宅サービス計画を作成してくれる近隣の事業所は、以下の事業所です。

- 1 作成依頼をしたい事業所を選び電話連絡する。
- 2 事業者の理解を得る。
- 3 居宅サービス計画作成依頼届出書を提出する。

★お住いの地域の受け入れ可能に○がある事業所に依頼できます。

★受け入れが困難な場合があります。事業所にお問い合わせしていただき、ご確認ください。

	相良	榛原	居宅介護支援事業所名	電話番号	所在地
1	○	○	ニチイケアセンター相良	0548-53-1151	牧之原市大沢 4-1
2	○	○	海山荘 居宅介護支援事業所	0548-53-1230	牧之原市片浜 1013-1
3	○	○	相良清風園 居宅介護支援事業所たんぼぼ	0548-55-3300	牧之原市西萩間 695-6
4	○	○	牧之原市社協ケアプランセンター (予)	0548-22-6520	牧之原市静波 479-2
5	○	○	ケアリンクプラン	0548-23-7111	牧之原市静波 1563
6	○	○	ケアプラン榛南	0548-24-0117	牧之原市細江 3205-1
7	○	○	まるに居宅介護支援事業所	0548-22-2102	牧之原市勝俣 1265-1
8	○	○	居宅介護支援事業所サンシティはいばら	0548-24-0108	牧之原市仁田 563-1
9	○	○	うたしあ指定居宅介護支援事業所	0548-22-7188	牧之原市道場 43
10	○	○	指定居宅介護支援事業所シャローム	0548-25-3032	牧之原市坂部 5623-1
11		○	アスカケアプランセンター吉田	050-3317-7766	吉田町神戸 3333-1
12		○	コミュニティーケア吉田 居宅介護支援事業所	0548-34-5581	吉田町川尻 1700-1
13	○	○	ゆうプラン小笠居宅介護支援事業所 (予)	0537-73-8888	菊川市下平川 1781-1
14	○	○	さわだの庄 居宅介護支援事業所	0537-35-1106	菊川市半済 1778-1
15	○		居宅介護支援事業所 げんきの郷	0548-63-1213	御前崎市白羽 5402-8
16	○	○	ケアポート・結び	0547-30-5050	島田市船木 245-7
17	○	○	居宅介護支援 ココケア	054-639-7686	藤枝市青木2丁目 18-3

介護予防ケアプラン作成事業者の決め方

事業
対象者

要支援
1・2



ケアプランの作成に自己負担はありません

介護予防ケアプランの作成事業者を決めましょう。

既にサービスを利用している方

サービスの利用を始めようとする方

担当ケアマネジャーに
連絡しましょう。



地域包括支援センター

- オリーブ
川崎・坂部・細江小学校区 (22-8822)
- さがら
相良・菅山・地頭方小学校区 (53-1900)
- さんいく
牧之原・萩間・勝間田小学校区 (23-3600)
63ページ

市の指定を受けた居宅介護支援事業所
(18ページの③が付いた事業所)

へ連絡しましょう。

あなたのお宅を訪問し『介護予防ケアプランの作成』や直接相談にのってくれる人を次の事業所の中から選びましょう。

今までのケアマネジャー
にお願いしたい

⇒あなたの担当ケアマネ
ジャーに連絡しましょう。

新しくケアマネジャーに
お願いしたい

⇒18ページのリストでお
住まいの地域の受け入れ
可能に○がある事業所か
ら選べます。

地域包括支援センター
にお願いしたい

⇒地域包括支援センター
と契約をします。

サービスを利用したときには 費用の一部を負担します

■介護保険で利用できる在宅サービス費の額には上限があります（16ページ参照）



■ケアプランに基づいて上限の範囲でサービスを利用した場合の自己負担

原則としてサービス費用の1割（一定以上所得者は2割または3割）です。



■要支援・要介護認定を受けた方、または、総合事業の事業対象者となった方に「負担割合証」を交付します。

●介護保険負担割合証

利用している介護サービス事業所などに、介護保険証と一緒に、ご提示していただく必要があります。

●交付対象となる期間

負担割合証の有効期間は8月1日～翌年7月31日で、前年の所得によって決定し毎年更新されます。

負担割合が記載されています。

介護保険負担割合証	
交付年月日	
被保険者番号	0000000000
住所	000-0000 静岡県牧之原市〇〇〇〇
フリガナ	マキノハラ ハナコ
氏名	牧之原 花子
生年月日	
利用者負担の割合	適用期間
1割	開始年月日 〇年〇月〇日 終了年月日 〇年〇月〇日
	開始年月日 終了年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	牧之原市

■利用者負担割合の判定

割合	対象者	基準
3割	第1号被保険者（65歳以上の方）	本人の合計所得金額（※1）が220万円以上かつ、世帯に65歳以上の方が本人しかいない場合で、「年金収入＋その他の合計所得金額（※2）」が340万円以上（2人以上の場合は合計が463万円以上）
2割	第1号被保険者（65歳以上の方）	本人の合計所得金額（※1）が160万円以上かつ、世帯に65歳以上の方が本人しかいない場合で、「年金収入＋その他の合計所得金額（※2）」が280万円以上（2人以上の場合は合計が346万円以上）
1割	以下のいずれかに該当する場合は1割になります。 ①生活保護等受給者 ②本人が市民税非課税 ③本人の合計所得金額が160万円未満 ④本人の合計所得金額が160万円以上かつ、世帯に65歳以上の方が本人しかいない場合で、「年金収入＋その他の合計所得金額（※）」が280万円未満（2人以上の場合は合計が346万円未満） ⑤旧措置入所者（平成12年4月1日以前から、市町村の措置によって特別養護老人ホームに入所している方） ⑥第2号被保険者（40歳から64歳までの方）	

※1…合計所得金額については、6ページ「保険料額を確認しましょう」の※2を参照してください。

※2…その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る所得金額（雑所得）を差し引いた金額です。

■通所介護や短期入所サービス・施設サービスなどを利用するときは、食費・滞在費・日常生活費等が別に自己負担となります。

(1) 通所介護等のサービス

サービス費用の1割（一定以上所得者は2割または3割） + 食費 + 日常生活費

(2) 短期入所生活介護・短期入所療養介護等のサービス

サービス費用の1割（一定以上所得者は2割または3割） + 食費 + 滞在費 + 日常生活費

(3) 施設サービスを利用した場合

サービス費用の1割（一定以上所得者は2割または3割） + 食費 + 居住費 + 日常生活費

※(2)、(3)の食費・滞在費・日常生活費等の軽減については次ページ「介護保険負担限度額認定」参照

介護保険サービス利用料の減免制度について

対象者に該当した場合、申請月の初日から介護保険サービス利用料の減免が受けられます。
対象期間は、8月1日から翌年7月31日で、前年の所得などにより判定しますので毎年申請が必要です。

1. 介護保険負担限度額認定 **申請必要!**

軽減の主旨・対象となる費用

低所得者の方が、施設サービス等を利用した時の負担が大きくなりすぎない

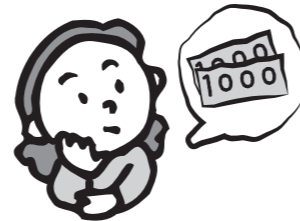
ようにするための制度です。**食費と居住費が対象**となります。

※限度額を超えた分は『特定入所者介護（支援）サービス費』として介護保険が負担します。
※自宅で介護サービスを受けている方は、食費と居住費は全額自己負担となっています。
施設での介護サービスについても、食費と居住費は全額自己負担が基本となります。

対象者の条件

- 市民税非課税世帯であること。
- 配偶者が市民税非課税であること。（同居、別居ともに）
- 資産（預貯金、有価証券、金・銀、投資信託等）が、**資産条件の金額を超えないこと。**

資産条件…第1段階は1,000(2,000)万円以下、第2段階は650(1,650)万円以下
第3段階①は550(1,550)万円以下、第3段階②は500(1,500)万円以下
※配偶者がいる場合、()内の金額を資産条件とし、夫婦の資産合計額で判定します。



申請方法

本人または家族が介護保険担当窓口で申請をします。

持ち物 ※①②は市の窓口でお渡しします。

- ① 介護保険負担限度額認定申請書（裏面「資産の詳細」も要記入）
- ② 同意書
- ③ すべての預貯金等通帳等の写し（最新の日付で記帳済のもの）
＜口座番号・申請日の残高が確認できるページ＞
※写しについては、市の窓口でコピーを取ることも可能です。
- ④ マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード等）
- ⑤ 申請者の身元確認書類（運転免許証等）
※家族（代理人）申請の場合、代理権の確認のため介護保険被保険者証などの原本の提示が必要です。

注意事項

- 同意書及び資産を証明する写し（通帳のコピー等）の提出がない場合、申請書の受付はできません。
- 申請内容（資産申告）の虚偽やその他不正行為により受給した場合、給付額の返還に加え、最大で給付額の2倍の加算金が課されます。

軽減割合

対象となるサービスは24ページをご参照ください

利用者負担段階	対象者	居住費の負担限度額（日額）					食費の負担限度額（日額）	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室		
				特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム以外の施設			
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	880円	550円	380円	550円	0円	300円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税	880円	550円	480円	550円	430円	390円 短期利用 600円	
第3段階①							前年の年金収入 +合計所得金額が80.9万円※以下	650円 [680円] 短期利用 1,000円 [1,030円]
第3段階②							前年の年金収入 +合計所得金額が120万円超	1,360円 [1,420円] 短期利用 1,300円 [1,360円]
基準値 (施設により異なる)	上記以外の一般の方 (軽減なし)	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円 [特養以外の施設 437円]	1,445円 [1,545円]	

ユニット型個室・・・共有リビングがある完全個室部屋
ユニット型個室的多床室・・・共有リビングがある簡易個室部屋
従来型個室・・・共有リビングがない個室部屋
多床室・・・定員2人以上の部屋

令和8年8月から対象者の要件と負担限度額に変更点がございます。

① ※80.9万円→82.65万円に変更。 ② 一部負担限度額を【 】の金額に変更。

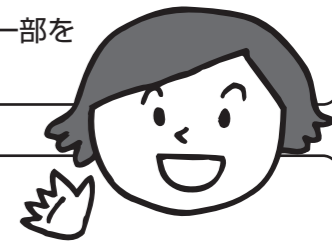
○第二号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）の預貯金等の資産要件は、利用者負担段階にかかわらず「単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下」となります。



2. 社会福祉法人等利用者負担軽減 申請 必要!

軽減の目的

低所得で生計が困難である者や生活保護受給者に対し利用者負担額の一部を軽減することにより介護保険サービス等を利用しやすくするため



対象者の条件

次のⅠ・Ⅱのいずれかに該当する人

- Ⅰ. 市町村民税非課税世帯であって、次の5つの条件すべてを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町が認めた者
- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
 - ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
 - ③ 世帯がその居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。
 - ④ 負担能力のある親族に扶養されていないこと。
 - ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

Ⅱ. 生活保護受給者

軽減割合

- 軽減対象者Ⅰ 対象サービス利用者負担 自己負担のうちの25 / 100 (自己負担割合 75 / 100)
食費・居住費等 25 / 100 (自己負担割合 75 / 100)
- 軽減対象者Ⅱ 居住費(滞在費) 100 / 100

社会福祉法人利用者負担軽減の対象となるサービス

社会福祉法人等が行う以下のサービス

- ・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・通所介護 ・定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護
- ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所生活介護 ・複合型サービス
- ・介護福祉施設サービス(地域密着型介護老人福祉施設・介護老人福祉施設)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業(介護支援型訪問サービス)

市内の社会福祉法人等

- ・牧之原市社会福祉協議会(牧之原市社協ホームヘルプサービス など)
- ・牧ノ原やまばと学園(聖ルカホーム など)
- ・賛育会(相良清風園 など)
- ・花草会(うたしあ など)
- ・正廉会(海山荘 など)

確認

提出書類に漏れがないか下記により確認してください。

1 申請書

- 配偶者(内縁関係者含む)がいる場合は、すべての欄を必ず記載してください。
- 裏面「資産の詳細」にすべて(配偶者分含む)の通帳等を記載してください。

2 同意書(所得要件及び資産要件にかかる調査のため、市が各機関に照会することの同意)

- 申請の際に同意書を添付することが定められていますので、必ず添付してください。
- 前住所欄へ転居・転出・転入(施設へ入所して住民票を移した場合を含む)前の住所を記載してください。

3 預貯金額等がわかるものの写し(通帳のコピー等)※生活保護受給者は添付不要

- 配偶者がいる場合は、夫婦2人分のすべての通帳等を添付してください。
- 口座番号と申請日から2か月程度前の入出金が確認できるものを添付してください。(通帳が新しくなった場合は、古い通帳も必要になります。)
- 最新の情報(残高)が記帳されたものを添付してください。
- 普通預金・定期預金・定期積立等すべてにおいて最新の情報(記帳済の残高)が必要です。

4 生活保護受給証明書(生活保護受給者のみ)

<対象となる資産の例>

- 預貯金(普通・定期・当座・貯蓄)⇒通帳・証書等の写し
- 有価証券(株式・国債など) ⇒ 証券会社や銀行の口座残高の写し
- 金・銀(積立購入含)など時価評価額が容易に把握できる貴金属⇒口座残高の写し
- 投資信託 ⇒ 銀行、投資信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
- タンス預金(現金) ⇒ 自己申告
- 負債(借入金・住宅ローンなど)⇒借用証書、残高証明等未返済分がわかるもの(写し可)

負担限度額認定の対象となるサービス

- ・介護老人福祉施設(特養) ・介護老人保健施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護 ・短期入所生活介護(ショートステイ)
- ・介護予防短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護医療院 *デイスサービス・グループホーム・小規模多機能居宅介護は対象になりません。

市内の施設

介護老人福祉施設 : 介護予防短期入所生活介護
短期入所生活介護(ショートステイ) : 地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護

・うたしあ ・海山荘 ・グレイス ・聖ルカホーム ・すいせんの郷 ・相良清風園

介護老人保健施設 : 短期入所療養介護
: 介護予防短期入所療養介護

・あじさい ・はるかぜ

申請方法

本人または家族が介護保険担当窓口で申請をします。

持ち物 ※①②③は市の窓口でお渡しします

- ① 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書
 - ② 収入・資産等申告書
 - ③ 世帯人の収入・預(貯)金等申告書 (1人世帯の場合は必要ありません)
 - ④ 本人及び世帯全員の昨年中(1月～12月)の収入額を確認できるもの
(各種保険・年金等の支払通知書、源泉徴収票・確定申告書等の写し・預(貯)金通帳の写しなど)
- ※7月末までの申請の場合、前々年の収入額を確認出来るもの
- ⑤ 本人及び世帯全員の預(貯)金通帳等 (記帳済のもの)
(施設入所者の預(貯)金通帳等は、ご家族やご親族等が管理しているもの以外に施設で管理しているものがあれば、それも含めて申告してください)
 - ⑥ 本人の公的医療保険の情報が分かるもの
P14 要介護・要支援認定申請方法(2)持ち物等に掲載の二次元コード・市ホームページをご参照ください。
- ※軽減対象者Ⅱは上記①と生活保護受給証明書



初回のみ申請必要！ 高額介護サービス費の支給について

1 か月分の利用者負担額が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの、利用者負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には、世帯の合計額)が高額になり、上限額を超えたときは、申請すると超えた分が、「高額介護サービス費」として後から支給されます。

※高額介護サービス費の対象にならないもの

- ・福祉用具購入費・住宅改修費の利用者負担分(1割から3割)
- ・施設サービスなどの食費・居住費・日常生活費など、介護保険給付対象外のサービスの利用者負担分
- ・支給限度額を超える利用者負担分



上限額について

高額介護サービス費の利用者負担上限額は世帯単位で設定されますので、同じ世帯に複数の利用者がある場合は、世帯全体の利用者負担合計額が下記の上限額を超えた場合に、その超えた分が後から支給されます。

設定区分	対象者	利用者負担上限額(月額)
第6段階	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	世帯 140,100円
第5段階	市民税課税世帯 課税所得380万円(年収約770万円)以上、 690万円(年収約1,160万円)未満	世帯 93,000円
第4段階		世帯 44,400円
第3段階	市民税非課税世帯 第1～2段階に該当しない場合	世帯 24,600円
第2段階		個人 15,000円
第1段階	生活保護受給者	個人 15,000円

世帯：住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限

個人：介護サービスを利用したご本人の負担の上限額

高額介護サービス費支給申請の手順

1 利用料を支払います

いったん、サービス利用者が利用者負担分を介護サービス事業者に支払います。

2 申請します

利用者負担額が高額になり、高額介護サービス費の支給対象となる場合は、市から「お知らせ」と「申請書」が送られます。支給を希望する場合は申請書に必要事項を記載し、市の介護保険担当窓口へ提出します。

★初回の申請をしていただくと翌月以降、支給対象となった場合は、対象となった金額が、申請書を提出しなくても初回時に指定していただいた口座へ振り込まれます。

3 高額介護サービス費が支給されます

申請をしてから約2か月後に、市から高額介護サービス費が利用者へ支給されます。(支給方法は、申請書に記載された口座へ振り込みます。)

介護サービスで困ったら 早めにご相談を

サービス提供事業所

事業者は、事業所の不満や苦情などについて対応する必要があります。



サービス事業所には、苦情の受付窓口が設置されています。

ケアマネジャー

利用者の不満や苦情などの相談に応じ、事業所との調整を行います。



国民健康保険団体連合会

市で解決できない場合などは、都道府県ごとに設置されている国保連に相談や苦情の申し立てをすることができます。

静岡県国民健康保険団体連合会
☎054-253-5590(苦情専用)

市区町村の担当窓口

事業所やケアマネジャーに相談して改善しない場合でも、相談を受け付けています。

牧之原市長寿介護課
☎0548-23-0076



「地域包括支援センター」

地域の高齢者の総合的支援を行う「地域包括支援センター」に相談することができます。

地域包括支援センター 63ページ

介護サービスや事業所・施設を比較検討して 適切に選ぶための情報を提供しています。

介護サービス情報公表システム

「介護 公表」と検索エンジンに入力し、検索します。



高額介護予防サービス費相当の支給について

総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスを利用している場合で、利用者負担額が高額となったときは、申請すると「高額介護サービス費」や「高額医療合算介護サービス費」と同様に、「高額介護予防サービス費相当」「高額医療合算介護予防サービス費相当」として、あとから支給されます。

高額医療合算介護サービス費の支給について

1年間の介護保険と医療保険を合算した負担が高額となったとき

●高額医療・高額介護合算制度 とは

介護保険では高額介護サービス費、医療保険では高額療養費により、それぞれ費用負担の軽減制度がありますが、両方の負担を合わせると高額になってしまう世帯も少なくありません。このため、世帯の1年間の介護保険利用者負担額と医療保険の一部負担金等の合計額が、各所得区分に応じた自己負担限度額より500円を超えた場合、申請すると500円を超えた分が支給され、負担が軽くなる制度です。

●制度の対象となる世帯と計算期間

同一世帯内で、同じ医療保険に加入していて、医療保険と介護保険の両方で自己負担があった世帯。(医療と介護の自己負担がそれぞれの限度額を超えているかどうかは問われません。)

合算する計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12か月間。

●医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額)

70歳未満

区分	限度額
所得※	
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

※所得：基礎控除後の総所得金額等

70歳以上

区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
課税所得 380万円以上	141万円
課税所得 145万円以上	67万円
一般(市民税課税世帯)	56万円
低所得者Ⅱ(市民税非課税世帯)	31万円
低所得者Ⅰ(市民税非課税世帯)	19万円

高額医療合算介護サービス費支給申請の手順

1 申請します

国民健康保険、後期高齢者医療に加入している世帯で、支給の対象と思われる世帯に市役所から通知いたしますので、市役所医療保険担当窓口へ「高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を提出してください。(介護と医療の合算となりますが、申請の受付は医療保険担当部署で対応します。)

※計算期間内に転入、転出等により医療保険、介護保険の異動がある場合は、各保険者から事前に自己負担額証明書の交付を受け、支給申請書に添付する必要があります。

2 支給額が決定され 支給されます

医療保険、介護保険それぞれに支給額を決定し、支給決定通知書を申請者に送付します。(再計算により支給の対象外となった世帯には、不支給決定通知書を送付する場合があります。)後日医療保険、介護保険それぞれから指定された振込先口座へ支給します。

① 自宅を中心に利用するサービス

● 日常生活の手助けをしてもらう

訪問介護 (ホームヘルプ)

自宅へ訪問してサービス

要介護
1~5

訪問介護

自宅に、介護福祉士などの訪問介護員が訪問し、入浴、排泄、食事の介護など日常生活上の援助を行います。

「身体介護型」と「生活援助型」の2種類のサービスが利用できます。

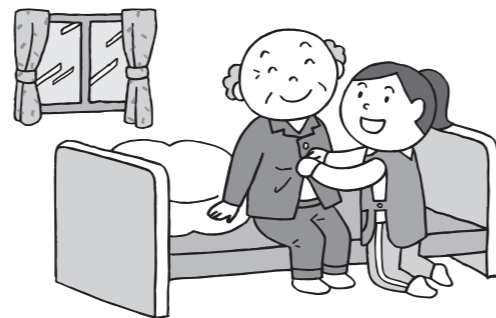
通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。

※要支援認定者、事業対象者の方は、介護予防・日常生活支援総合事業(64~67ページ)をご覧ください。
サービス提供事業所は58~61ページ参照

～自己負担のめやす～

○訪問介護 (1回あたり)

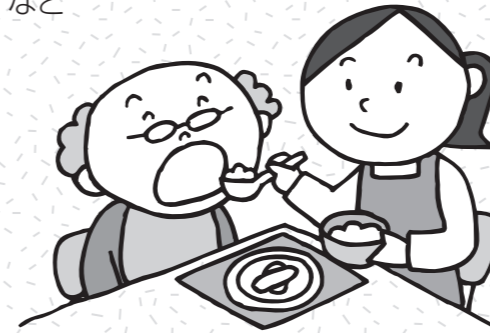
内容		自己負担が1割の場合
身体介護	20分未満	163円
	20分以上30分未満	244円
	30分以上1時間未満	387円
	1時間以上1時間30分未満	567円
	以降 30分ごとに 82円	
生活援助	20分以上45分未満	179円
	45分以上	220円
通院時の乗車・降車等介助 要支援の人は利用できません。	1回につき	97円



★各種加算追加前の料金を記載しています。
詳細な料金については事業所にお問合せください。

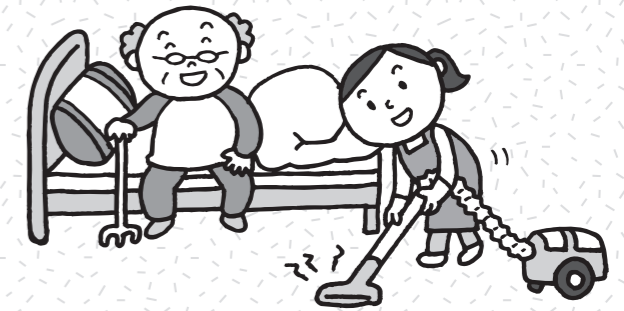
身体介護

- 食事や入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱や体位変換
- 洗髪、つめ切り、身体の清拭
- 通院の付添い
など



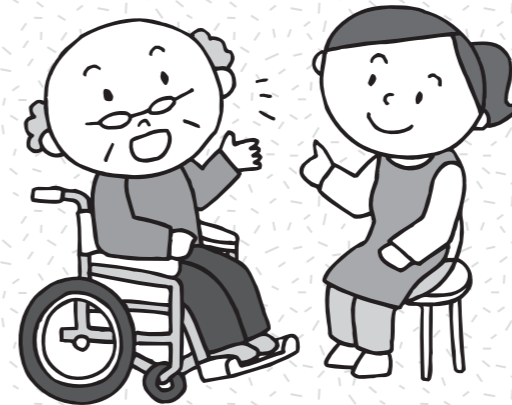
生活援助

- 食事の用意、衣類の洗濯や補修、掃除、買い物
など



相談や助言

- 生活上の不安や介護に関する相談
など



通院時の乗車・降車等の介助

- 通院などの際の、乗車・降車の介助および乗車前・降車後の移動の介助



★要支援の人は利用できません。また、移送にかかる費用は別途自己負担があります。

○生活援助は利用者が自分で家事をするのが難しく、家族や地域からの支援が受けられない場合などに利用できます。
○本人の日常生活の援助の範囲を超える場合は、介護給付の対象とはなりません。
例：①「直接本人の援助」に該当しない行為、例えば、家族の分の洗濯・調理・買い物・部屋の掃除、来客の応接、自家用車の洗車など
②「日常生活の援助」に該当しない行為、例えば、庭の草むしり、ペットの世話、大掃除、窓ガラス磨き、家屋の修理、ペンキ塗り、園芸、正月等のために特別手間をかけて行う調理など。

● 看護師などに訪問してもらう

訪問看護

自宅へ訪問してもらう

要支援
1・2

介護予防訪問看護

要介護
1~5

訪問看護

疾患などを抱えている人について、医師の指示に基づき看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や、診察の補助を行います。

サービス提供事業所は58~61ページ参照



～自己負担のめやす～

○ 介護予防訪問看護（1回あたり）

内容		自己負担が1割の場合
訪問看護 ステーション から	20分未満	303円
	30分未満	451円
	30分以上 1時間未満	794円
	1時間以上 1時間30分未満	1,090円
理学療法士等による訪問		284円
病院または 診療所から	20分未満	256円
	30分未満	382円
	30分以上 1時間未満	553円
	1時間以上 1時間30分未満	814円

○ 訪問看護（1回あたり）

内容		自己負担が1割の場合
訪問看護 ステーション から	20分未満	314円
	30分未満	471円
	30分以上 1時間未満	823円
	1時間以上 1時間30分未満	1,128円
理学療法士等による訪問		294円
病院または 診療所から	20分未満	266円
	30分未満	399円
	30分以上 1時間未満	574円
	1時間以上 1時間30分未満	844円

★各種加算追加前の料金を記載しています。
詳細な料金については事業所にお問合せください。

● 血圧や脈拍など病状のチェック



● 床ずれの予防や処置



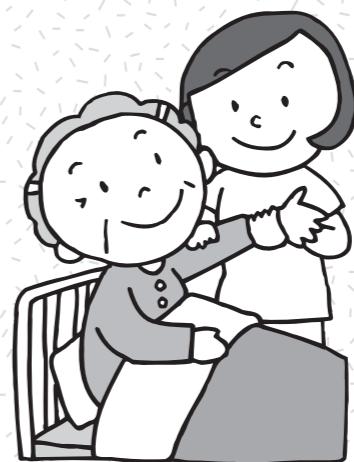
● 経管栄養のチューブや尿の管、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療処置



● 食事や入浴、排せつの介助



● 機能訓練



● ターミナルケア（終末期医療）



● 自宅で入浴する

訪問入浴介護

自宅へ訪問してサービス

要支援
1・2

介護予防
訪問入浴介護

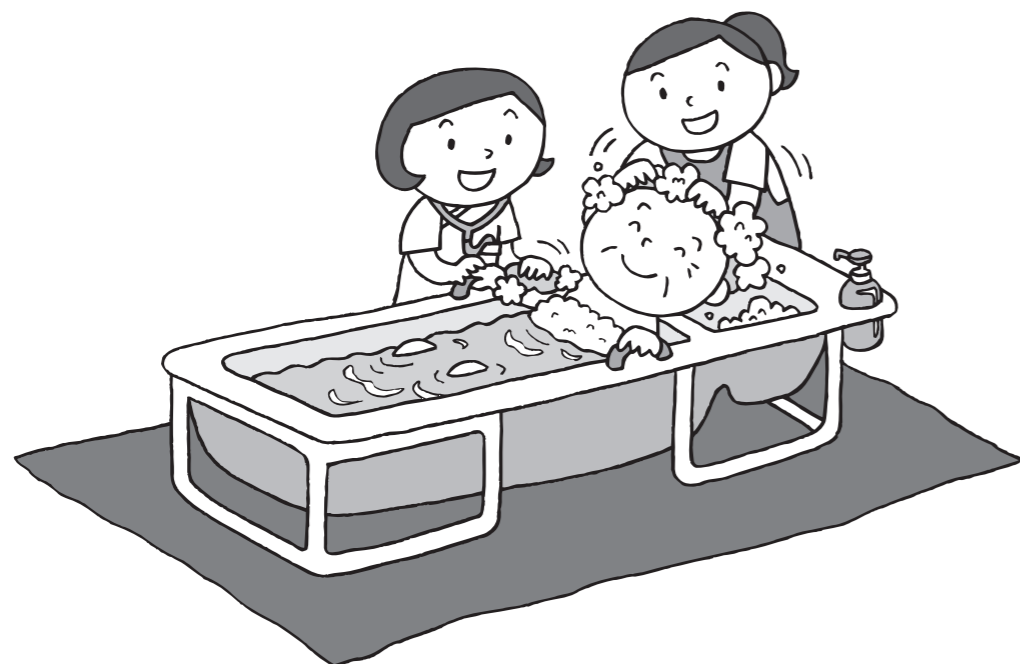
居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに、訪問による入浴介護が提供されます。

サービス提供事業所は58～61ページ参照

要介護
1～5

訪問入浴介護

介護専用浴槽を自宅に運び、入浴サービスを利用できます。看護師や介護福祉士なども同行します。



～自己負担のめやす～

○介護予防訪問入浴介護（1回あたり）

内容	自己負担が1割の場合
全身入浴	856円

★各種加算追加前の料金を記載しています。

詳細な料金については事業所にお問合せください。

○訪問入浴介護（1回あたり）

内容	自己負担が1割の場合
全身入浴	1,266円

● 自宅でリハビリする

訪問リハビリテーション

自宅へ訪問してサービス

要支援
1・2

介護予防訪問
リハビリテーション

要介護
1～5

訪問
リハビリテーション

通院が困難で、病状が落ち着いて在宅で療養できるようになった人に、医師の指示により、理学療法士（PT）などが自宅に訪問し、筋力などの維持回復や日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションのサービスを受けられます。

サービス提供事業所は58～61ページ参照

～主なサービス内容～

- 機能回復のための訓練、作業補装具の利用による機能訓練（作業療法）
- マッサージ、運動、入浴などによる機能訓練（理学療法）

など



～自己負担のめやす～

○介護予防訪問リハビリテーション（1回あたり）

内容	自己負担が1割の場合
訪問リハビリテーション	298円

○訪問リハビリテーション（1回あたり）

内容	自己負担が1割の場合
訪問リハビリテーション	308円

★各種加算追加前の料金を記載しています。

詳細な料金については事業所にお問合せください。

● お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

居宅療養管理指導

自宅へ訪問してもらおう

要支援
1・2介護予防
居宅療養管理指導要介護
1~5

居宅療養管理指導

通院または通所が困難な場合、医師または歯科医師の指示に基づき薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導が受けられます。

なお、診療や投薬・検査・処置などを受けた場合には、別途医療の費用がかかります。サービス提供事業所は58~61ページ参照



～自己負担のめやす～

○介護予防居宅療養管理指導／居宅療養管理指導（1回あたり）

職種	自己負担が1割の場合		
	適用 (利用限度回数は1月に2回)	単一建物居住者であって 在宅の利用者	同一建物居住者であって通院が 困難な利用者(2人以上9人以下)
医師が行う場合	—	515円	487円
歯科医師が行う場合	—	517円	487円
薬剤師が行う場合	病院又は診療所	566円	417円
	薬局	518円	379円
管理栄養士が行う場合	—	545円	487円
歯科衛生士が行う場合	—	362円	326円

★各種加算追加前の料金を記載しています。
詳細な料金については事業所にお問合せください。

● 施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

通所介護 (デイサービス)

施設に通って利用する

要介護
1~5

通所介護

デイサービスに通い、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の支援や機能訓練(運動器の機能向上など)を行います。

要支援認定者の方は、市が行う介護予防・日常生活支援総合事業サービスで提供されます。(64~67ページ) サービス提供事業所は58~61ページ参照

～主なサービス内容～

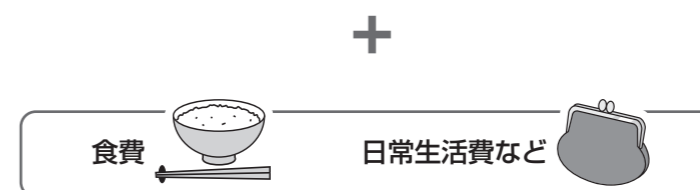
- 看護師などによる健康チェックや日常動作訓練
- 入浴や食事の提供
★食費については自己負担となります。
- レクリエーションなど高齢者同士の交流

～自己負担のめやす～

○7時間以上8時間未満のサービスの金額（1日あたり）

要介護度	自己負担が1割の場合 通常規模の事業所	主な加算の項目		加算金額 ※自己負担額1割の場合	概要
		入浴介助加算	個別機能訓練加算		
要介護1	658円	I		40円	1日あたり
要介護2	777円			II	
要介護3	900円	(I)イ	56円		
要介護4	1,023円	(II)ロ	76円	1月あたり	
要介護5	1,148円	(II)	20円		

★各種加算追加前の料金を記載しています。
以下の項目以外にも加算があります。詳細な金額については事業所にお問合せください。



● 原則、牧之原市の被保険者が対象の小規模な通所介護サービス



施設に通って利用する

要介護
1~5

地域密着型通所介護

定員が18人以下のデイサービスに通い、入浴、排せつ、食事といった日常生活上の支援や機能訓練を行います。

サービス提供事業所は58~61ページ参照

※地域密着型サービスとは

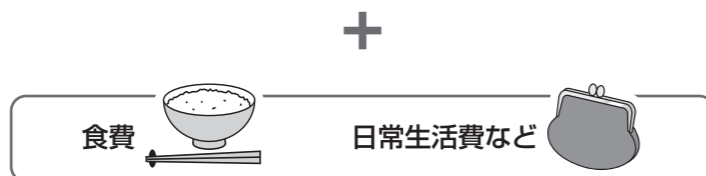
要支援・要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅・地域で生活が継続できるように、身近な地域で提供され、原則として本市の被保険者のみが利用できるサービスです。

~自己負担のめやす~ (7時間以上8時間未満)

○地域密着型通所介護(1日あたり)

要介護度	自己負担が1割の場合	主な加算の項目	加算金額 ※自己負担額1割の場合	概要
要介護1	753円	入浴介助加算	I 40円	1日あたり
要介護2	890円		II 55円	
要介護3	1,032円	個別機能訓練加算	(I)イ 56円	1月あたり
要介護4	1,172円		(II)ロ 76円	
要介護5	1,312円		(II) 20円	

★各種加算追加前の料金を記載しています。
以下の項目以外にも加算があります。詳細な金額については事業所にお問合せください。



● 認知症の人が施設に通って受けるサービス



施設に通って利用する

要支援
1・2

介護予防認知症 対応型通所介護

要介護
1~5

認知症対応型 通所介護

認知症と診断された人を対象に、デイサービスで専門的なケアをはじめ、食事や入浴といった日常生活上の支援やその方の目標に合わせた機能訓練を行います。

サービス提供事業所は58~61ページ参照

~自己負担のめやす(7時間以上8時間未満)~

○介護予防認知症対応型通所介護(1日あたり)

要介護度	自己負担が1割の場合
要支援1	861円
要支援2	961円

○認知症対応型通所介護(1日あたり)

要介護度	自己負担が1割の場合
要介護1	994円
要介護2	1,102円
要介護3	1,210円
要介護4	1,319円
要介護5	1,427円

★各種加算追加前の料金を記載しています。
詳細な料金については事業所にお問合せください。



① 自宅を中心に利用するサービス

● 自宅で介護が必要な人や医療の助けが必要な人が一時的に施設に泊まる

ショートステイ (短期入所生活介護) (短期入所療養介護)

短期間施設に泊まる

要支援
1・2

介護予防短期入所
生活介護/介護予防
短期入所療養介護

要介護
1~5

短期入所生活介護/
短期入所療養介護

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)などに短期間入所して、入浴、排泄、食事などの介護やその他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
ただし、宿泊費、食費、日常生活費などは自己負担になります。
療養介護を利用する場合は、医師の指示に基づき提供されます。
サービス提供事業所は58~61ページ参照

- 食事※、入浴、排せつの介助
- 看護師などによる機能訓練

※食費、滞在費については別途自己負担があります。



- 理学療法士などによる機能訓練
- 医師の診療(短期入所療養介護の場合)



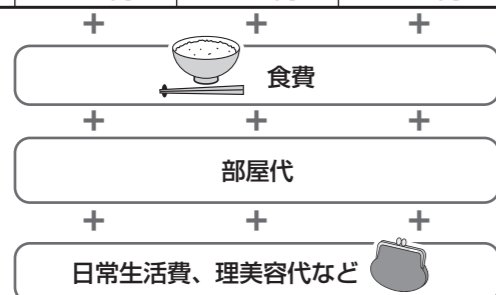
ショートステイを利用するときの注意点

- 連続して利用できる日数は30日までです。
- 連続して30日を超えない日数であっても、通算の利用日数が要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないことをめやすとしています。

~サービス費用のめやす~(自己負担が1割の場合)

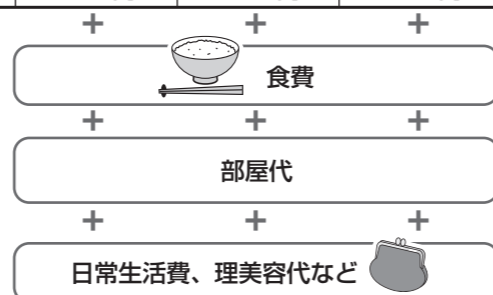
○介護予防短期入所生活介護(併設型の場合)

要介護度	利用料(1日あたり)		
	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要支援1	451円	451円	529円
要支援2	561円	561円	656円



○介護予防短期入所療養介護

要介護度	利用料(1日あたり)		
	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要支援1	613円	579円	624円
要支援2	774円	726円	789円

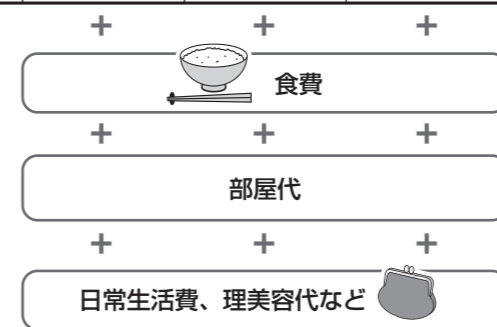


★各種加算追加前の料金を記載しています。
詳細な料金については事業所にお問合せください。

~自己負担のめやす~(自己負担が1割の場合)

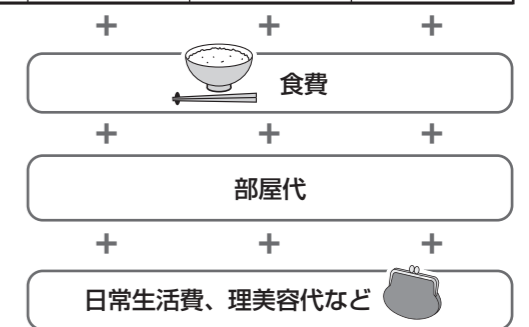
○短期入所生活介護(併設型の場合)

要介護度	利用料(1日あたり)		
	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要介護1	603円	603円	704円
要介護2	672円	672円	772円
要介護3	745円	745円	847円
要介護4	815円	815円	918円
要介護5	884円	884円	987円



○短期入所療養介護

要介護度	利用料(1日あたり)		
	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要介護1	830円	753円	836円
要介護2	880円	801円	883円
要介護3	944円	864円	948円
要介護4	997円	918円	1,003円
要介護5	1,052円	971円	1,056円



◇オムツ代は利用料に含まれます。
※収入の少ない方には、食費や部屋代が軽減される制度があります。(22ページ~)

★各種加算追加前の料金を記載しています。
詳細な料金については事業所にお問合せください。

- [居室の違い]
- ・多床室：定員2人以上の個室ではない居室
 - ・従来型個室：共有生活室(リビングスペース)を併設していない個室
 - ・ユニット型個室：共有生活室(リビングスペース)を併設している個室

● 通い・訪問・泊りなどを組み合わせたサービスを受ける

複合的なサービス
通いを中心とした

要支援
1・2

介護予防小規模
多機能型居宅介護

要介護
1~5

小規模多機能型
居宅介護

1つの事業所で通いのサービスを中心に、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事の世話など、日常生活上の必要となる支援や機能訓練を行います。
サービス提供事業所は58~61ページ参照

～自己負担のめやす(1月あたり)～

○介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護度	自己負担が1割の場合
要支援1	3,450円
要支援2	6,972円

★注意を必要とする認知症の利用者に対する「認知症加算」や事業所の職員の体制(資格保有者の割合や勤続年数など)による「サービス提供体制強化加算」などが加算される場合があります。

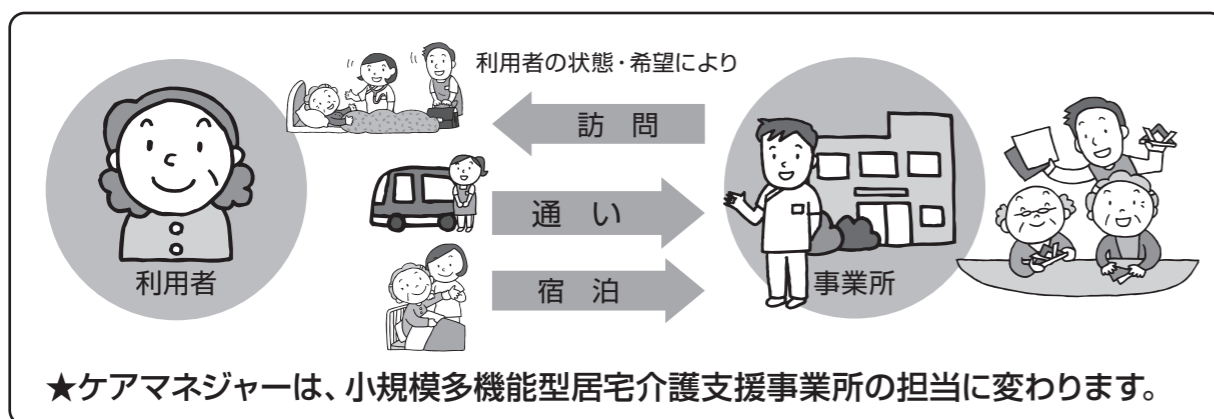
○小規模多機能型居宅介護

要介護度	自己負担が1割の場合
要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円

+



★各種加算追加前の料金を記載しています。
詳細な料金については事業所にお問合せください。



● 認知症の人が施設で共同生活を送る

自宅から移り住んで利用する

要支援
2

介護予防認知症
対応型共同生活介護
(グループホーム)

要介護
1~5

認知症対応型共同
生活介護
(グループホーム)

※要支援1の人は利用できません。

認知症高齢者に対し、共同生活住居で家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴、排せつ、食事の世話などの支援や、機能訓練を行います。

★ショートステイが利用できる場合もあります(費用は異なります)。
サービス提供事業所は58~61ページ参照

～自己負担のめやす(1日あたり)～

○介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

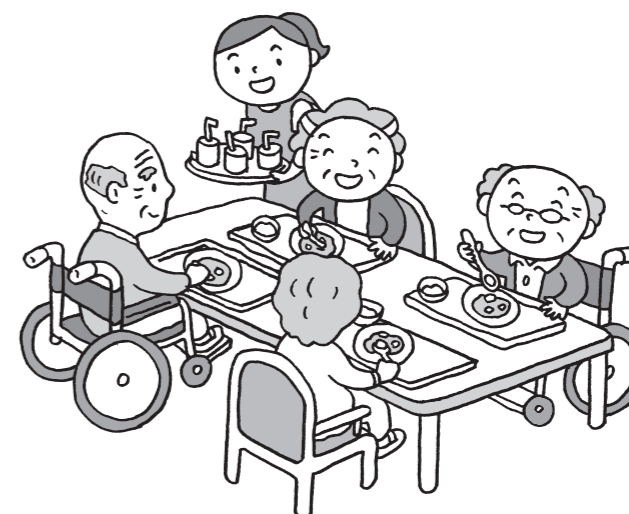
要介護度	自己負担が1割の場合
要支援2	761円

★各種加算追加前の料金を記載しています。
詳細な料金については事業所にお問合せください。

○認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

要介護度	自己負担が1割の場合
要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

+



② 自宅等の生活環境を整えるサービス

● 自立した日常生活を過ごすための福祉用具を借りる

福祉用具貸与

生活する環境を整える

要支援
1・2

介護予防
福祉用具貸与

要介護
1~5

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。
福祉用具専門相談員は利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行います。
サービス提供事業所は58~61ページ参照

福祉用具貸与の対象品目

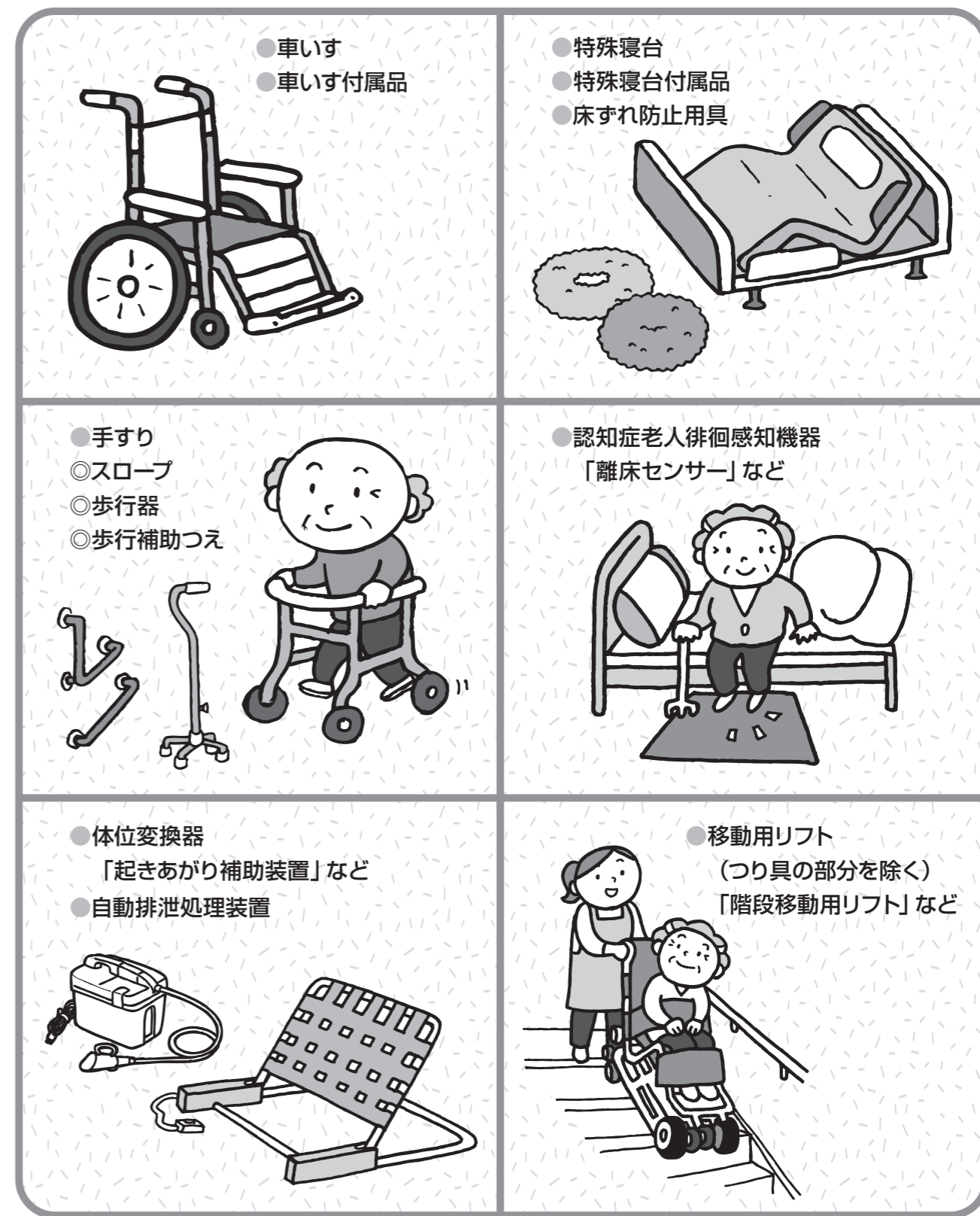
要介護度	対象品目
要支援 1・2 要介護 1~5	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行器 ・歩行補助つえ ・手すり (工事をとまなわないもの) ・スロープ (工事をとまなわないもの)
要介護 2以上	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・車いす ・車いす付属品 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト (つり具の部分を除く)
要介護 4・5 の人のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・自動排泄処理装置

※保険給付の対象となる用具は、要支援・要介護度によって異なります。
ただし必要と認められる場合は、例外的に利用可能となります。

○サービス費は対象品目によって異なります。(自己負担割合は1割~3割)

※適切な価格で福祉用具を利用しましょう。

※福祉用具貸与について、平成30年10月から商品ごとの全国平均貸与価格の公表や、貸与価格の上限設定がされています。※福祉用具を貸与する場合は、利用者の状態に応じた福祉用具の選定やケアマネジャーとの連携を強化するため、利用者ごとに個別サービス計画の作成が義務付けられています。



★一部福祉用具(「◎」となっている品目)は貸与と販売の選択制が導入されています。購入の必要性が認められる場合のみ販売可能となるため、担当ケアマネジャーへご相談ください。

- ◎スロープ : 小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びをしないもの
便宜上設置や撤去、持ち運びできる可搬型を除く
- ◎歩行器 : 脚部が全て杖先ゴムの形状となっているものが対象
車輪・キャスターが付いている歩行器を除く
- ◎歩行補助つえ : カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ
プラットホームクラッチ及び多点杖に限る

● 福祉用具を買う

特定福祉用具販売

(福祉用具購入費の支給) 上限年間10万円

生活する環境を整える

要支援
1・2

特定介護予防
福祉用具販売

要介護
1~5

特定福祉用具販売

入浴や排せつなどを使用する福祉用具を販売します。
サービス提供事業所は58~61ページ参照

支給対象となる福祉用具



- 和式便器の上に置いて腰掛け式に変えるもの
 - 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
 - 移動可能(居室にて使用できる)なもの
- ★工事を伴う便器の取り替えは「住宅改修費の支給」の対象となります。



- 入浴用いす
- 浴槽内いす
- 浴槽用手すり
- ★浴槽の縁を挟み込んで固定できるもの
- 入浴台
- ★浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にできるようにするもの
- 浴室内すのこ
- ★浴室の床の段差を解消できるもの
- 浴槽内すのこ
- ★浴槽の底の高さを補うもの
- 入浴用介助ベルト



空気式または折りたたみ式等で簡単に移動ができるもの



★移動用リフト本体は「福祉用具の貸与」の対象となります。



尿や便を自動的に吸引するもの

排泄予測支援機器 ★膀胱内の状態を感知し、排尿の機会を自動で通知するもの

一部福祉用具は貸与と販売の選択制が導入されています。P47をご確認ください。

福祉用具購入費の支給限度額(10万円)は、毎年4月からの1年間で管理されます。また、この期間における同一種目の福祉用具の購入は、原則的にはできません。

しかし、同一種目でも用途及び機能の異なるもの、破損した場合等では取り扱いが異なりますのでケアマネジャーにご確認ください。

※福祉用具を購入する場合、利用者ごとに個別サービス計画の作成が義務付けられています。

介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給について

購入するお店を確かめましょう。 県の指定を受けたお店で購入しましょう。指定を受けていないお店で購入した場合は、給付を受けられませんので注意してください。

次の書類を介護保険担当窓口へ提出してください。 詳細については、ケアマネジャーまたは介護保険担当窓口にご確認ください。

申請に必要なもの

- (1) 申請書
- (2) 添付書類
 - ① 領収書
複数の福祉用具を購入した場合は、用具ごとに購入費がわかるようにしてください。
 - ② 福祉用具のパンフレット等
商品名、製造事業者及び販売事業者名がわかるようにしてください。
 - ③ 介護支援専門員等の作成した居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画書の写し
- (3) その他
 - 委任状(申請書の裏面に記載)
支給される購入費を被保険者以外の預(貯)金口座に振り込む場合に必要です。
 - 医学的な所見が確認できるもの
排泄予測支援機器を購入する場合に必要です。

★福祉用具を購入するときは、介護支援専門員(ケアマネジャー)等とよく相談してから購入しましょう。

福祉用具購入費の支給を利用する手順

①福祉用具を購入	②市へ申請	③保険給付分の支給
ケアマネジャー等へ相談して必要な福祉用具を購入します。 【償還払い】 購入費を全額事業者に支払います。 【受領委任払い】 購入費を1~3割事業者を支払います。	上記の申請書類を市に提出します。	月末に申請の受付を締め切り、翌月に申請内容の審査の結果、承認されれば翌々月に支給を行います。書類の不備により遅れる場合もあります。 【償還払い】 保険給付分(7~9割)を被保険者へ支払います。 【受領委任払い】 保険給付分(7~9割)を事業者へ支払います。

※受領委任払いを利用する場合は、事業者が市に登録されている場合に限りです。

● より安全で自立した生活が送れるよう住宅を改修する

住宅改修費支給

生活する環境を整える

要支援 1・2

介護予防 住宅改修費支給

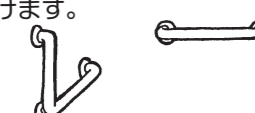
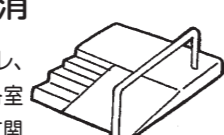

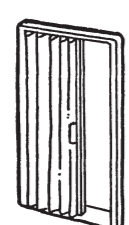

要介護 1~5

住宅改修費支給

心身の機能が低下している高齢者の自宅での生活支援のために、手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な住宅改修を行う場合には、その費用の保険給付分が住宅改修費として支給されます。支給限度額は改修時に住んでいる住宅につき20万円です。

※複数の事業者から見積りを取るようになしてください。

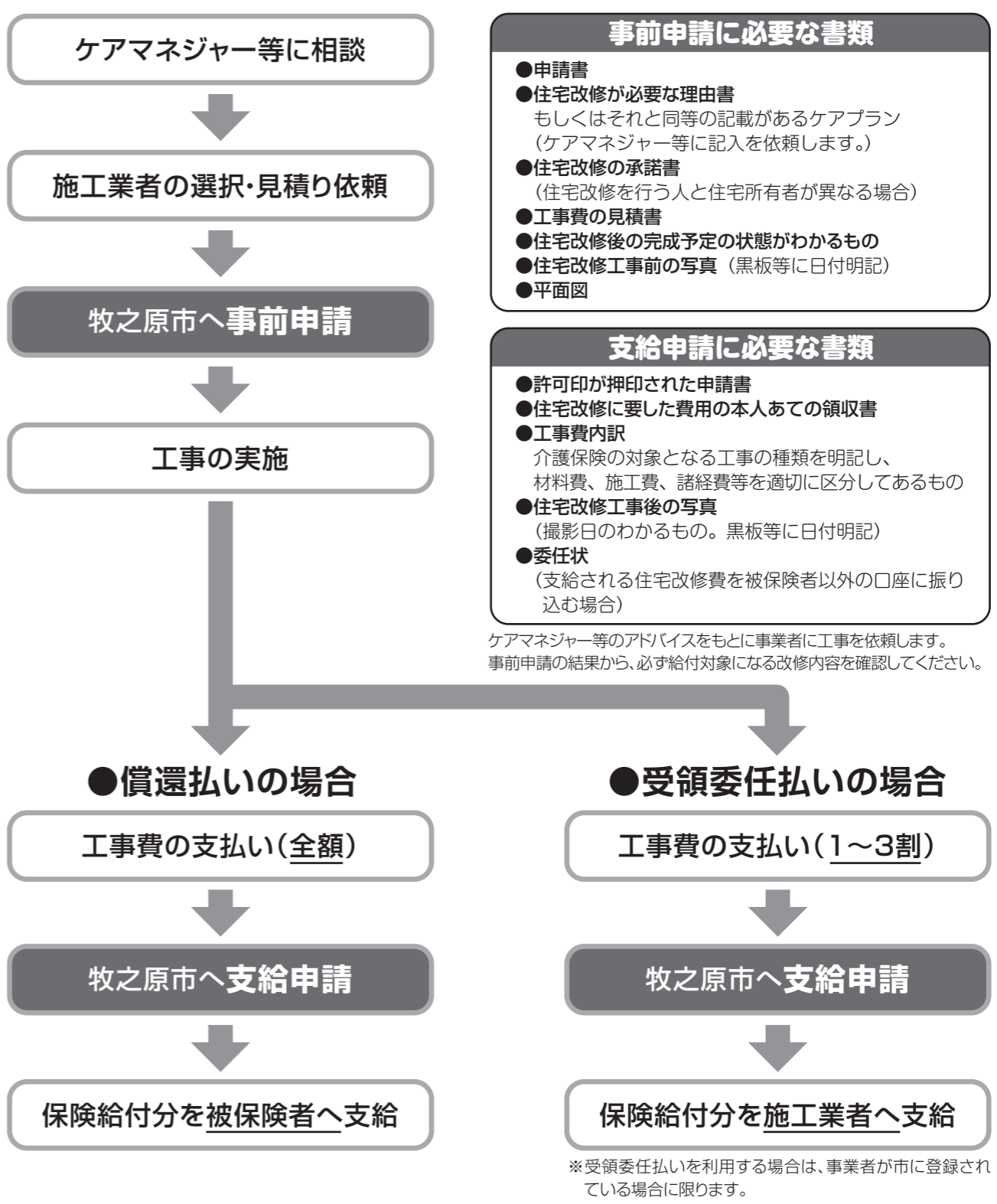
支給対象となる住宅改修

<p>①手すりの取り付け</p> <p>廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに、転倒防止や移動補助のための手すりを取り付けます。</p>  <p>★取り付け工事の伴わない床置きや、便器を囲んで置いて使用する手すりは「福祉用具の貸与」の対象となります。</p>	<p>②段差の解消</p> <p>居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の段差および玄関から道路までの通路等の段差を解消するために、敷居を低くしたりスロープを設置するなどの改修です。</p>  <p>★取り付け工事を伴わないスロープは「福祉用具の貸与」、浴室用すのこでの段差解消は「福祉用具購入費の支給」の対象となります。</p>	<p>③滑りの防止や、移動を円滑にするために床または通路面の材料の変更</p>  <p>居室を畳敷きから板張りやビニール系床材等に変更。浴室の床を滑りにくいものに変更。通路面においては滑りにくい舗装材への変更など。</p>
<p>④引き戸などへの扉の取り替え</p> <p>開き戸を引き戸や折戸、アコーディオンカーテンなどに取り替え。ドアノブの変更や戸車の設置も含まれます。</p>  <p>★「引き戸の新設」も対象となる場合があります。 ★自動ドアにした場合は、動力部分の費用は保険給付の対象にはなりません。</p>	<p>⑤洋式便器などへの便器の取り替え</p> <p>和式便器を洋式便器に取り替える場合など。</p>  <p>★据置きの腰掛便座の設置は「福祉用具購入費の支給」の対象となります。</p>	<p>①～⑤の改修に伴って必要となる住宅改修も支給対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●手すり取り付けのための壁の下地補強 ●床材の変更のための下地の補修や通路面の材料変更のための路盤整備 ●扉の取り替えなどに伴う壁や柱の改修 ●便器の取り替えや浴室の段差解消に伴う給排水設備工事 など

介護保険給付の対象となる住宅改修を行う場合は、必ず事前に牧之原市に申請してください。工事にかかった費用について、必要な書類をそろえて牧之原市へ提出すると、事前の申請書と照らし合わせ、その工事内容が介護保険の給付対象であると認められた場合に、保険給付分(20万円を限度額として、費用の保険給付分)が利用者、または施工業者に支給されます。

介護保険で利用できる上限は20万円

住宅改修費の支給を利用する手順



- 事前申請に必要な書類**
- 申請書
 - 住宅改修が必要な理由書
もしくはそれと同等の記載があるケアプラン
(ケアマネジャー等に記入を依頼します。)
 - 住宅改修の承諾書
(住宅改修を行う人と住宅所有者が異なる場合)
 - 工事費の見積書
 - 住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの
 - 住宅改修工事前の写真(黒板等に日付明記)
 - 平面図

- 支給申請に必要な書類**
- 許可印が押印された申請書
 - 住宅改修に要した費用の本人あての領収書
 - 工事費内訳
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、
材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してあるもの
 - 住宅改修工事後の写真
(撮影日のわかるもの。黒板等に日付明記)
 - 委任状
(支給される住宅改修費を被保険者以外の口座に振り込む場合)

ケアマネジャー等のアドバイスをもとに事業者に工事を依頼します。事前申請の結果から、必ず給付対象になる改修内容を確認してください。

▶ 支給時期
月末に申請書の受付を締め切り、翌月申請内容を審査の結果、承認されれば翌々月に改修費を支給します。ただし、書類の不備などにより支給が遅くなる場合もあります。

居宅介護住宅改修費の支給と介護予防住宅改修費の支給は、同一の支給限度額で、統一的に管理されます。以前に住宅改修費の支給を受けている場合は、支給限度額(20万円)から既に支給を受けた額を差し引いた額が支給限度額となりますが、著しい介護状態の変化や転居等により、取り扱いが異なりますのでケアマネジャー又は介護保険担当窓口にご確認ください。

③ 介護保険施設へ入居する

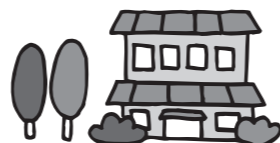
● 生活介護が中心の施設

施設へ入居する

要介護
3~5

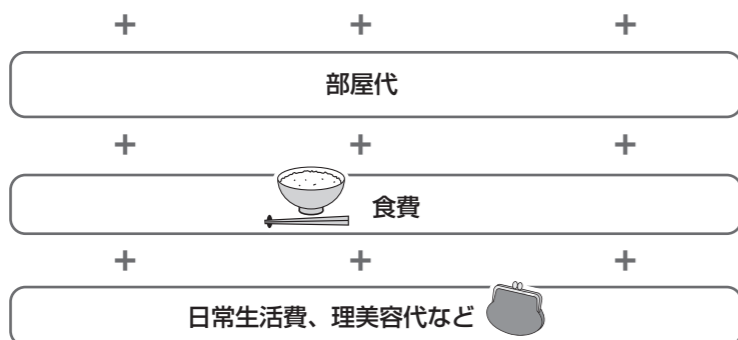
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事、入浴、排せつなど日常生活の介護や健康管理を受けられます。



自己負担のめやす（30日あたり）				
要介護度	自己負担が1割の場合			
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室
要介護3	732円/日	21,960円	815円/日	24,450円
要介護4	802円/日	24,060円	886円/日	26,580円
要介護5	871円/日	26,130円	955円/日	28,650円

※多床室とは、4人部屋等の個室以外の居室
※ユニット型個室とは、小人数ごとに共同生活室（リビング）がある個室



◇このほかに、施設の提供するサービスや利用者が選択するサービスによって費用が追加されます。
◇オムツ代は利用料に含まれます。

※食費・部屋代は国が示す標準的な金額です。具体的な料金は各施設にお問い合わせください。
※低所得の方には、食費や部屋代が軽減される制度があります。（22ページ～）

新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

※ただし、すでに入所している要介護1・2の人（要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む）や、制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できる経過措置が設けられています。また、要介護1・2で認知症などやむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

市内施設の部屋代・食費（30日あたり）

※令和8年4月現在

施設名	部屋代			食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	
相良清風園	1,300円/日 39,000円	950円/日 28,500円	—	1,750円/日 52,500円
海山荘	—	—	3,030円/日 90,900円	1,650円/日 49,500円
聖ルカホーム	—	—	2,970円/日 89,100円	1,745円/日 52,350円
うたしあ	—	—	3,080円/日 92,400円	1,750円/日 52,500円

● 原則、牧之原市の被保険者が対象の特別養護老人ホーム

施設へ入居する

要介護
3~5

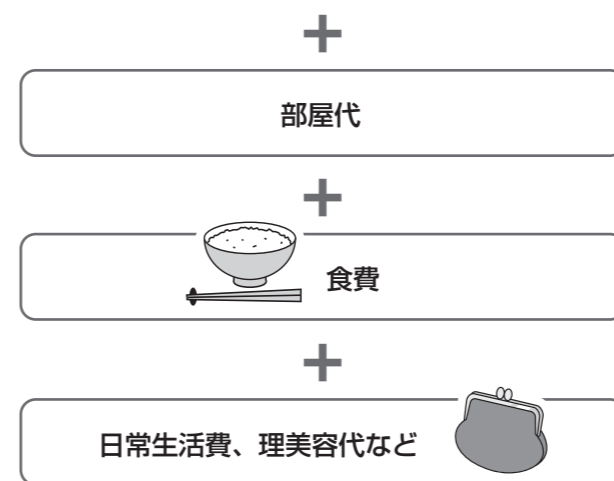
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の特別養護老人ホームで、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

※要支援1・2の人は利用できません。
サービス提供事業所は58~61ページ参照

～自己負担のめやす（30日あたり）～

要介護度	自己負担が1割の場合 ユニット型個室	
要介護3	828円/日	約24,840円
要介護4	901円/日	約27,030円
要介護5	971円/日	約29,130円



◇このほかに、施設の提供するサービスや利用者が選択するサービスによって費用が追加されます。
◇オムツ代は利用料に含まれます。

※食費・部屋代は国が示す標準的な金額です。具体的な料金は各施設にお問い合わせください。
※低所得の方には、食費や部屋代が軽減される制度があります。（22ページ～）

新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

※ただし、すでに入所している要介護1・2の人（要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む）や、制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できる経過措置が設けられています。また、要介護1・2で認知症などやむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

市内施設の部屋代・食費（30日あたり）

※令和8年4月現在

施設名	部屋代		食費	
	ユニット型個室			
グレイス	2,970円/日	89,100円	1,745円/日	52,350円
すいせんの郷	3,030円/日	90,900円	1,650円/日	49,500円

● 有料老人ホームなどに入居している人が介護サービスを受ける

特定施設入居者生活介護

自宅から移り住んで利用する

要支援 1・2

介護予防特定施設入居者生活介護

要介護 1~5

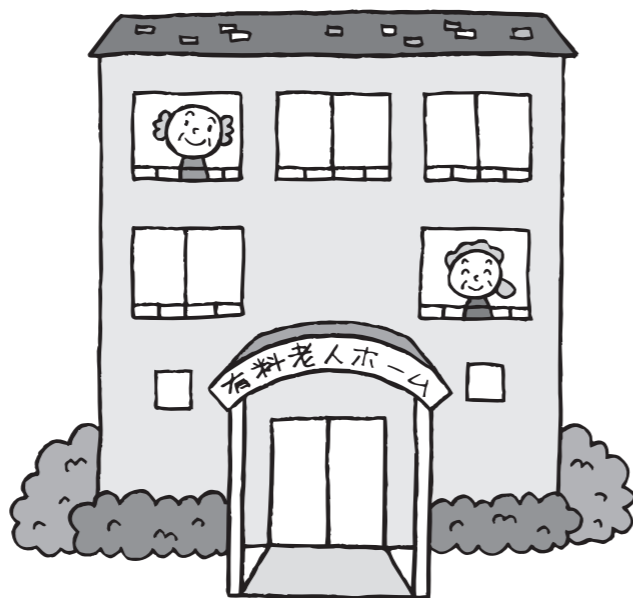
特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスなどに入居している高齢者に対して、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練及び、療養上の世話をいたします。

サービス提供事業所は58~61ページ参照

定員30人以上の特定施設に入居した場合

入居する介護専用型特定施設(有料老人ホーム等)が定員30人以上の場合、住所地特例が適用されます。他市区町村にある施設を利用しても、住所変更前の市区町村に保険料を納め、住所変更前の市区町村から保険給付を受けます。



~自己負担のめやす(30日あたり)~

○介護予防特定施設入居者生活介護

要介護度	自己負担が1割の場合	
要支援1	183円/日	5,490円
要支援2	313円/日	9,390円

★施設内で実施する介護サービスの提供を外部のサービス事業者にて行う外部サービス利用型(指定介護予防)特定施設入居者生活介護費が導入されました。

○特定施設入居者生活介護

要介護度	自己負担が1割の場合	
要介護1	542円/日	16,260円
要介護2	609円/日	18,270円
要介護3	679円/日	20,370円
要介護4	744円/日	22,320円
要介護5	813円/日	24,390円

管理費 食費



日常生活費、オムツ代、理美容代など



介護サービスマップ



次のページに事業所が載っています!



！ 地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、医療・介護・福祉・健康などさまざまな面から高齢者やその家族の生活を総合的に支える相談窓口です。

牧之原市では、地域包括支援センターを3か所設置しています。

地域包括支援センターには、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士等が所属し、それぞれの専門性を生かして連携をとりながら、みなさんの暮らしを支援します。



●総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉・医療・健康などさまざまなことの相談を窓口・訪問にて受付します。(認知症・高齢者虐待・成年後見制度に関する相談窓口でもあります)



●権利擁護業務

高齢者のさまざまな権利を守るため、虐待の早期発見・虐待防止、成年後見制度の紹介、消費者問題の相談などを行います。



●介護予防 ケアマネジメント

要支援1・2の認定者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者のケアプランを作成し、自立して生活できるように支援します。



●包括的・継続的 ケアマネジメント

地域の高齢者が抱える問題を整理し、市・医療機関・サービス事業者・地域住民など、さまざまな関係機関と連携して支援します。ケアマネジャーへの助言や指導も行います。



牧之原市地域包括支援センター

35

オリーブ
OLIVE

担当地区は
川崎・細江・坂部小学校区です
「社会福祉法人牧ノ原やまばと学園」が
市から委託され、運営しています。

事務所：総合健康福祉センターさざんか1階

〒421-0422 静波991番地1

電話番号 22-8822

FAX 番号 23-0099

牧之原市地域包括支援センター
オリーブ

担当地区は
相良・菅山・地頭方小学校区です
「社会福祉法人牧之原市社会福祉協議会」が
市から委託され、運営しています。

事務所：相良庁舎1階

〒421-0592 相良275番地

電話番号 53-1900

FAX 番号 53-2889

牧之原市地域包括支援センター
さがら

牧之原市地域包括支援センター

36

さがら

担当地区は
萩間・勝間田・牧之原小学校区です
「社会福祉法人賛育会」が
市から委託され、運営しています。

事務所：株式会社笠原産業本社ビル1階

〒421-0501 東萩間 2831 番地 1

電話番号 23-3600

FAX 番号 23-3605

牧之原市地域包括支援センター
さんいく

牧之原市地域包括支援センター

37

さんいく
賛育会

● 総合事業サービス

介護予防・日常生活支援 総合事業（総合事業）

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは？

介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業（P70）を合わせて「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」と呼びます。

総合事業は、高齢者が安心して自立した日常生活を送るための支援などを目的としています。

- ・介護予防・生活支援サービス事業
- ・一般介護予防事業（P70へ）



介護予防・生活支援サービス事業

地域包括支援センターが作成する計画（介護予防ケアプラン）にもとづき、ヘルパーやデイサービスを利用することが出来ます。

このサービスのみを利用する場合は、市の窓口で実施する「基本チェックリスト」に基づき事業対象者になることで、通常約30日要する「要支援認定」を受けることなく、迅速なサービス利用が可能となります。

1) サービスの種類

- ①訪問型サービス
ヘルパー等が自宅を訪問し、買い物、調理、掃除、洗濯等の身の回りの支援を行います。
- ②通所型サービス
デイサービスや介護予防拠点施設などで、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを行います。
- ③介護予防ケアマネジメント
地域包括支援センターの職員が、利用者の状態に応じた適切なサービス利用ができるように、サービス計画（ケアプラン）を作成します。

2) 対象者

- ①要支援認定を受けた方【要支援1・要支援2】
- ②基本チェックリスト（※1）や身体の状態により介護予防・生活支援サービス事業が必要と認められた方【事業対象者】

（※1）基本チェックリストとは？

基本チェックリストとは、国の定める25の質問項目により、日常生活に支障がないかどうか確認するために行うものです。

介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリスト等による判定と家庭訪問により事業対象者となった方が、サービスを利用できます。

3) 利用できるサービス

- ①要支援認定を受けた方
「介護予防サービス」（32～36、39～51、56ページ）と「介護予防・生活支援サービス事業」の両方を利用ができます。（片方のみの利用も可）
- ②事業対象者
「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。

4) 利用者負担

サービスを利用したときの、サービスにかかる基本的な費用の負担割合を掲載しています。このほか、サービスの利用内容による教材費や食費などの実費負担があります。

5) 介護予防の充実に向けて

外出の機会と地域・家庭での役割を持ちましょう！ ～今日からできる介護予防～

- ①週1回以上外出をすることや、役割を持つことは介護予防に効果的です。
- ②“やっていることを続ける・やれることを増やす・やりたいことを実現する”ためには、社会参加と外出頻度の増加が重要です。

外出することで運動量が増え、筋力とバランス感覚が保たれます。また外出することは気分転換になったり、地域の方々との交流にも繋がります。趣味活動やサロン、シニアクラブ等の活動に積極的に参加していきましょう。そして地域活動や家庭内の家事を継続的に行うことが、社会の中で役割を持つことになり、生きがいに繋がります。

○リハビリ専門職によるケアマネジャー同行訪問

自立した生活をするためのポイントの助言を、身体機能の専門職から受けることができます。また、今後の生活を送る上での注意点や機能向上につながるプランを作成できるよう、ケアマネジャーへの助言も行います。

○通所型サービス（第1号通所事業）

○通所型サービスの利用回数上限

事業対象者・要支援1 週1回を上限
要支援2（要支援2相当） 週2回を上限

※ただし、（1）短時間デイサービスについては認定区分に係わらず原則週1回
利用回数は介護予防ケアプランによる

(1) 短時間デイサービス

外出の機会が減少し、自宅にとじこもりがちの方に対し定期的な社会参加や軽度の介護予防活動を
提供します。

○時 間：概ね105分程度（送迎あり・入浴なし）

○利用回数：原則週1回

介護予防ケアプランにより、利用開始時から6か月間は週2回の利用も可能

○利 用 料：250円/回 ※食費、日常生活費は別途自己負担

○サービス提供実施施設：相良いきいきセンター（生きがいデイあしたか） 牧之原市福岡12-1
社協 陽だまり（花水木） 牧之原市静波479-2

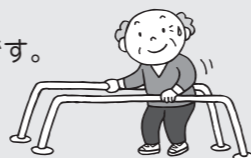
(2) 運動機能向上型半日デイサービス ★

運動機能向上に重点をおいた筋力トレーニングマシンを使ったデイサービスです。

○時 間：概ね3時間程度（送迎あり・入浴なし）

○利用回数：週1～2回 介護予防ケアプランによる

○利 用 料：回数単位 ※食費、日常生活費は別途自己負担



サービス名	1割負担	2割負担	3割負担
一体型	330円/回	660円/回	990円/回
単独型	352円/回	704円/回	1,056円/回

サービス提供事業所は58～61ページ参照

(3) 一日デイサービス ★

通所介護施設などで機能訓練・レクリエーション、食事、入浴サービスなどを日帰りで利用できる
サービスです。

○利用回数：週1～2回 介護予防ケアプランによる

○利 用 料：月額単価 ※食費、日常生活費は別途自己負担

	1割負担			2割負担			3割負担		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
週1回	1,638円/月	3,276円/月	4,914円/月	入浴加算					
週2回	3,301円/月	6,602円/月	9,903円/月	一律40円/回					

※★の付いているサービスは、介護職員処遇改善のため加算が追加されます。

○訪問型サービス（第1号訪問事業）

○訪問型サービスの利用回数上限

事業対象者・要支援1 週2回を上限
要支援2（要支援2相当） 週3回を上限

利用回数は介護予防ケアプランによる

(1) 自立支援型訪問サービス（生活支援）

一定の研修を受けた者などが、自宅における掃除・洗濯・買い物などを行い、自立に向けた支援を
行います。

○そ の 他：本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービス
の対象外です。利用者が自分で家事をするのが難しく、家族や地域からの支援が受けら
れない場合などに利用可能となります。

1) 自立支援型①★

・サービス提供実施主体：訪問介護事業所（ヘルパーまたは一定の研修を受けた者）
・利用料 回数単価

サービス名	1割負担	2割負担	3割負担
自立支援型①	210円/回	420円/回	630円/回

2) 自立支援型②

・サービス提供実施主体：NPO法人やシルバー人材センターなど
・利用料 回数単価

サービス名	1割負担	2割負担	3割負担
自立支援型②	180円/回	360円/回	540円/回

(2) 介護支援型訪問サービス（身体介護） ★

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護（食事、入浴等の介助）や見守りの支援を行うことで、
利用者が日常生活の中でできることを続けたり、増やしたりすることを支援します。

○そ の 他：本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービス
の対象外です。

○利 用 料：月額単価

利用回数	1割負担	2割負担	3割負担
週1回程度利用した場合	1,176円/月	2,352円/月	3,528円/月
週2回程度利用した場合	2,349円/月	4,698円/月	7,047円/月
週2回程度を超えて利用した場合	3,727円/月	7,454円/月	11,181円/月

※その他、事業所ごと適用する加算があります。

(3) 訪問型サービスC

理学療法士等が自宅を訪問して、家庭での環境整備のアドバイスや生活改善指導を行います。

○対 象 者：事業対象者・要支援1・2

○利用回数：全3～4回

○時 間：利用者の自宅にて1時間程度

○利 用 料：650円/回

認知症かも…？ まずは相談を

牧之原市おすすめ 認知症相談ルート

認知症が心配

最近少し忘れっぽいし、
色々なことがおっくう
認知症が心配だなあ…



もの忘れ相談を受ける

無料で簡単な脳のテストを受けられます。
現在の脳の状態や、予防方法もアドバイス
します。

健康推進課成人健康係 (さざんか内) ☎23-0024

もしくは

お近くの 地域包括支援センター 63ページ

かかりつけ医を受診する

かかりつけの医師がいない場合は、認知症
サポート医へ相談できます。詳しくは、右の
医療機関をご覧ください。



相談窓口

認知症に関する相談窓口

どんなとき	どこへ	住所	電話番号 【市外局番 0548】
・もの忘れ相談を受けたいとき	健康推進課 (さざんか2階)	静波991-1	23-0024
・認知症を含めて、高齢者の暮らしの相談をしたいとき ・介護者家族が受けられるサービスを使いたいとき	地域包括支援センター (63ページ)		
・介護保険の申請をしたいとき (介護のサービスを使いたい)	長寿介護課 (さざんか1階)	静波991-1	23-0076
	市民課 (相良庁舎1階)	相良275	53-2604
・認知症の悩みを相談したいとき 「認知症の人と家族の会静岡県支部」の会員が相談員です。	認知症コールセンター 相談日：週4日(月・木・土・日) 10時～15時 ※毎月第3日曜日、祝日 及び年末年始は除く	-	0120-123-921

認知症サポート医 医療機関



01 メンタルクリニックゆうゆう

住所 細江4261-1 要予約

☎0548-23-7611 FAX:0548-23-7612

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
7:30~11:00	/	●	●	●	●	●	/	/
13:00~16:00	/	●	●	/	●	● ~15:30	/	/

土曜日は不定期(月2回のみ)
初診時のコツ 要予約(完全予約制)

02 石井内科皮膚科医院

住所 静波248 ※内科の方を受診

☎0548-22-0013 FAX:0548-22-5116

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:30~12:00	●	●	●	●	●	●	/	/
15:00~17:30	●	●	/	●	●	/	/	/

初診時のコツ まずは全身をみて、お話を聞かせていただきます。

03 高木内科医院

住所 静波900 要予約

☎0548-22-0003 FAX:0548-22-8039

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:00~12:00	●	●	●	●	●	●	/	/
15:00~17:30	●	●	●	/	●	/	/	/

初診時のコツ 最初に電話で初診の予約を取ってください。できるだけ同居もしくは日常の状況がよくわかる人と一緒に来ていただきたいです。

04 田形内科医院

住所 片浜1084番地2 要予約

☎0548-52-5320 FAX:0548-52-6553

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:30~12:00	●	●	/	●	●	/	/	/
15:00~17:00	●	●	/	●	●	/	/	/

※認知症についての営業日時です。
初診時のコツ まずは電話で予約してください。お困りのこと、気になることをメモしてきてくださると助かります。

05 酒井内科医院

住所 地頭方1-153-2

☎0548-55-1100 FAX:0548-55-1101

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:30~12:00	●	●	●	●	●	●	/	/
15:00~17:00	●	●	/	●	●	/	/	/

月・火・木・金(延長20時まで)
水・土(延長17時まで)
初診時のコツ 毎朝5時50分までに午前の順番表が
です。(午後の順番表は朝6時から)
順番表に目安の時間が書いてあるので、その時間に来院してください。

06 榛原総合病院の認知症外来

住所 細江2887-1 要予約

☎0548-22-1131(総合案内) FAX:0548-22-6363

「認知症外来の予約がしたい」とお伝えください。

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
13:00~15:00	/	●	/	/	/	/	/	/

初診時のコツ 電話で予約してください。かかりつけ
医がいる場合は紹介状をお願い致します。受診時は主に対応されているご
家族の方と一緒に受診してください。

近隣の認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターとは、認知症疾患における鑑別診断や専門医療相談、医療
機関等の紹介などを行う専門医療機関です。



ふじのくに静岡県
公式ホームページ

病院名	住所	電話番号	予約方法
焼津市立総合病院	焼津市道原1000	054-623-3111	紹介状必要 予約受付 13時~17時
やきつべの径	焼津市中里162	054-620-3103	電話にて予約
金谷平成クリニック	島田市島534-1	0547-54-5963	原則、紹介状必要
中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池1番地の1	0537-21-5555	原則、紹介状必要 地域連携予約専用電話 0537-28-8021

○一般介護予防事業

65歳以上の元気な高齢者を中心に、高齢者が支援を必要とするような心身状態にならないよう、または生活機能の低下を防ぎ、介護予防に取り組んでいただくための事業です。

介護予防出前講座	65歳以上の一般市民やサロンなど5人以上の団体を対象に、介護予防の大切さやその方法を学習する健康講座を開催しています。 日程調整のため1か月程度前にお申込みください。 健康推進課 電話 0548-23-0024
介護予防相談	「認知症」や「うつ」の予防や早期発見、具体的な対応方法についての、個別相談を実施しています。 健康推進課 電話 0548-23-0024 長寿介護課 電話 0548-23-0076
介護予防教室等	65歳以上を対象に、運動・認知症予防など各種教室を開催しています。ご希望に合わせてお申込みください。 健康推進課 電話 0548-23-0024
介護予防等ボランティア養成講座	「生きがいリーダーハッピー」「ちょっとサポーター」「歯みんぐ」などを、地域で介護予防活動を実施するボランティアの養成講座を3年に一度開催しています。 健康推進課 電話 0548-23-0024 ちょっとした生活の困りごとへのボランティア養成講座「らいつサポーター養成講座」を、社会福祉協議会で隔年開催しています。 社会福祉協議会 電話 0548-52-3500
介護予防把握事業	市内にお住まいのひとり暮らし高齢者で、「要介護」「要支援・事業対象者」の認定を受けていない方を中心に、地域包括支援センターの職員が、自宅を訪問して様子をお伺いします。 牧之原市地域包括支援センターオリーブ 電話 0548-22-8822 牧之原市地域包括支援センターさがら 電話 0548-53-1900 牧之原市地域包括支援センターさんいく 電話 0548-23-3600
介護予防ポイント啓発事業	介護予防拠点施設の職員がシニアクラブやサロンに出向き、介護予防体操や認知症予防の啓発を実施します。 (相良地区) 相良いきいきセンター 電話 0548-52-5768 (榛原地区) 特別養護老人ホーム聖ルカホーム 電話 0548-29-1101

「ちょっくら処」を御存知ですか？

ちょっくら処は、「いつ来ていつ帰っても良い、何をして過ごしても良い」参加者にとって自由な居場所です。



	ちょっくら処～風	ちょっくら処～しずなみ	ちょっくら処～はぎま
日時	毎月第4水曜日(祝日休み) 10時15分～11時30分	毎週木・金(祝日休み) 9時30分～11時30分	毎月第1水曜日(祝日休み) 10時～11時30分
会場	波津3-11 図書交流館いこっと	静波1430-1 旧デイサービスセンターしずなみ	中西333 萩間コミュニティーセンター
利用対象者	年齢や住んでいる地区に関わらず、誰でも参加できます。		
参加料	無料(飲み物は各自でご用意ください)		

※会場の都合により、開催日時等が変更となる場合があります。
問い合わせ先：牧之原市社会福祉協議会(生活支援コーディネーター) 電話52-3500



高齢者在宅サービス

牧之原市では、介護保険外でも高齢者在宅サービスを実施しています。

事業名	どんなサービス	
配食サービス	食事の調理が困難なひとり暮らし高齢者などに食事を提供し、食生活の改善と健康増進を図り、併せて安否の確認と孤独感の解消を図ります。 ① 所得要件あり	
生活管理指導員派遣	介護保険サービス等の対象者ではない高齢者のうち、日常生活や家事等、社会適応が困難な方へ、ホームヘルパー等が訪問し、支援及び指導を行います。 ① 所得要件あり	
軽度生活支援	介護保険サービス等の対象者ではない高齢者のうち、日常生活を営むのに支障がある方へ、家事・食材の確保等軽易な日常生活の援助を行います。 ① 所得要件あり	
生活管理短期宿泊	介護を必要としないおむね65歳以上の高齢者に対し、養護老人ホームで短期宿泊による日常生活に対する支援や指導を行います。	
緊急通報システム	75歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活の安全と緊急事態への対応ができるよう自宅に機器を設置し、次の4つのサービスを提供します。 ①救急通報 ②火災通報 ③ガス漏れ検知 ④安否確認 ① 所得要件あり	
高齢者補聴器購入費助成	聞こえ改善から認知症の予防、社会的孤立の解消を図るため、補聴器購入費を助成します。(限度額3万円)	
高齢者を介護している家族のためのサービス	家族介護手当支給	要介護度4又は5と認定された在宅で生活する65歳以上の高齢者を、同居で常時介護している家族に対し、介護手当を年額60,000円支給します。(月額5,000円)
	高齢者介護用品支給	要介護度4又は5と認定された在宅で生活する65歳以上の高齢者を、同居で常時介護している住民税非課税世帯に対し、紙おむつや尿とりパットなどを現物支給します。(上限年間54,000円)
	徘徊高齢者家族支援サービス	認知症のある高齢者が自宅に戻れず所在不明になった場合、通信システムを用いた早期発見、保護及び事故防止を図るため、設置にかかる費用の一部を助成します。(上限 7,350円)
	高齢者等早期発見SOSシステム	認知症のある高齢者等について市と警察署が把握しておくことで、行方不明になった時に、迅速に対応するものです。
成年後見制度利用支援	高齢者の権利擁護の一環として、成年後見制度の啓発と活用のための支援を行います。(地域包括支援センターへご相談ください。P63参照)	

運転免許の返納を考えてみませんか？

牧之原市では、運転免許を返納した方に助成します

- [条件1] 運転免許証を返納した65歳以上の牧之原市民の方
 [条件2] 運転経歴証明書をお持ちの方
 ※申請は、発行から一年以内に限ります
 ※発行には、手数料が発生します

助成内容	助成金額	交付方法
①デマンド乗合タクシー無料券	無料回数券 12回分	無料回数券を配布
②静岡県タクシー共通クーポン券	6,000円分 相当	県内タクシー会社で利用可能な クーポン券の配布

- ・①か②のどちらかを選択できます。
 - ・助成制度の利用は、1回限りです。
 - ・牧之原警察署では免許返納時と同時に申請できます。
- ※無料券・クーポン券は、申請の翌月に郵送にてお届けします。

運転免許証の自主返納を応援します！

介護者の方を支援するつどいの場を開催しています

介護者のつどい

介護知識・技術の習得や在宅介護に関する情報提供等を行います。また、参加者同士が交流することで悩み事や不安の解消が相互に行える集まりです。

リフレッシュ事業

在宅で介護をしている方が、一時的に介護から離れリフレッシュできるよう食事会やプチ旅行を開催します。また、介護者が相互に交流し、介護に関する情報交換することで親睦を図ります。

認知症カフェ

認知症の方、家族の方、地域の方（子どもから大人まで）が気軽に集える場所であり、認知症になっても暮らしやすい地域を作るための居場所です。

みどりカフェ	あのねのカフェ	凸凹（でこぼこ）食堂
場 所：根松公民館 (細江2120-4) 開催日：第1金曜日 時 間：10:00~11:30 参加費：100円 対象者：誰でも 連 絡：長寿介護課にご一報ください (0548-23-0076)	場 所：安楽寺 (静波577) 開催日：第1水曜日 時 間：9:30~11:30 (出入り自由) 参加費：100円 対象者：誰でも 連 絡：連絡不要。	場 所：凸凹食堂 (静波2220-2) 開催日：第2火曜日 時 間：9:30~11:30 参加費：100円 対象者：誰でも 連絡先：0548-22-6779 (B型作業所一如)

牧之原市介護保険ガイドブック

(第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)

令和8年 3月 発行

発行元 牧之原市 健康推進部 長寿介護課
 〒421-0422
 静岡県牧之原市静波 991 番地 1
 牧之原市総合健康福祉センターさざんか
 TEL 0548-23-0076
 FAX 0548-23-0099

みんなで築く健康・長寿のまち



田沼意次公 PR キャラクター 意次くん

【受付窓口・お問合せ】

さざんか：健康推進部 長寿介護課
(総合健康福祉センター) ☎0548-23-0076

相良庁舎：市民生活部 市民課
☎0548-53-2604

メールアドレス：koreisha@city.makinohara.lg.jp

ホームページ：https://www.city.makinohara.shizuoka.jp